

# 地域を支える湿地教育

ラムサール条約登録湿地関係市町村会議  
第 14 回学習・交流事業の記録

2024 年 3 月

ラムサール条約登録湿地関係市町村会議



# 目 次

I. プログラム	1
II. 学習・交流会	3
1. 開会・コーディネーター紹介	3
佐々木 美貴 日本国際湿地保全連合 事務主任	
コーディネーター：笹川 孝一 法政大学名誉教授	
2. 環境省からの情報提供	4
COP14 決議と我が国における湿地教育の推進について	
酒井 郁 環境省自然環境局野生生物課 湿地保全専門官	
3. 趣旨説明及び基調提案	8
コーディネーター：笹川 孝一 法政大学名誉教授	
4. 事例報告	17
1) 釧路市「多様な機関が関わっている湿地教育の事例について」	17
佐藤 英樹 釧路市市民環境部環境保全課 主査	
2) 鶴岡市「食べて湿地の環境保全プロジェクト ～鶴岡市自然学習交流館ほとりあの取組～」	22
下本 敬己 鶴岡市市民部環境課 主任	
3) 豊岡市『「豊岡ふるさと学習ガイドブックを使った湿地教育」』	27
兵藤 未希 豊岡市コウノトリ共生部コウノトリ共生課 係長	
5. グループワーク報告	32
6. コーディネーターによるまとめ	43
コーディネーター：笹川 孝一 法政大学名誉教授	
7. 市町村会議 HP について	45
朴 恵真 日本国際湿地保全連合	
8. 閉会	45
III. 資料	47
グループワークのための事例記入用紙における「インフォーマル・エデュケーション」 「ノンフォーマル・エデュケーション」「フォーマル・エデュケーション」についての 説明	



# I. プログラム

第 14 回 ラムサール条約登録湿地関係市町村会議 学習・交流会

## 地域を支える湿地教育

### 1. 趣旨

1) フォーマルエデュケーション（学校教育など）における湿地教育を進める：COP14 決議XIV.11

これまでの市町村会議での学習・交流会では、地域づくりや自治体づくりが主要なテーマとなり、意見交流がなされてきた。

昨年 2023 年 11 月開催のラムサール条約第 14 回締約国会議（COP14）では、「湿地教育」や「ユース」に関連した決議が採択された。

2) 3 年間のテーマ設定及び成果物

この 2 つの決議を受けて、2023 年から 25 年の 3 年間は「湿地教育」をテーマとする。ここでは、学校を典型とするフォーマルエデュケーションだけでなく、公民館、図書館、博物館、動物園・水族館、水鳥・湿地センター、環境課、観光課などが行うノンフォーマルエデュケーションや、地域社会、NGO、企業などが行ってきたインフォーマルエデュケーションと、フォーマルエデュケーションとの相互協力の取り組みを積極的に取り扱うこととする。

ユースについては、「湿地教育」の事例等の中で取り上げることとする。

3 年間の取り組みの成果を、報告書としてとりまとめる。

3) 3 年間の計画

1 年目である 2023 年度は、COP14 で採択された決議XIV.11 の概要を知り、市町村担当者にもかかわりがある「世界湿地の日」の活動や、協議会・施設等での湿地教育や、学校と連携を取り上げる。また、フォーマルとノンフォーマル、フォーマルとインフォーマルの重なりあいの事例を共有する。

2 年目である 2024 年度は、さらに各地の事例を交流し合って、報告書等の準備をする。

3 年目である 2025 年度は、報告書及びポスターを作成し、全国の事例をまとめる。

### 2. 開催日時

2023 年 11 月 1 日（水） 15:00～18:15

### 3. 会場

釧路プリンスホテル 北斗の間（釧路市幸町 7-1）

### 4. 後援

日本湿地学会

## 5. 内容

### 1) 開会・コーディネーター紹介 15:00～15:05

司会：佐々木 美貴 日本国際湿地保全連合 事務主任

### 2) 環境省からの情報提供 15:05～15:20

「COP14 決議と我が国における湿地教育の推進について」(15分)

酒井 郁 さん 環境省自然環境局野生生物課 湿地保全専門官

### 3) 趣旨説明及び基調提案 15:20～16:00

「地域における湿地教育の広がりや学校とのつながり～“Formal Education”決議(決議XIV.11)をふまえて」(40分)

笹川 孝一 さん 法政大学名誉教授 日本湿地学会理事・事務局長

### 4) 事例報告 16:00～16:45

#### (1) 釧路市 (15分)

「多様な機関が関わっている湿地教育の事例について」

佐藤 英樹 さん 釧路市市民環境部環境保全課 主査

#### (2) 鶴岡市 (15分)

「食べて湿地の環境保全プロジェクト～鶴岡市自然学習交流館ほとりあの取組～」

下本 敬己 さん 鶴岡市市民部環境課 主任

#### (3) 豊岡市 (15分)

「『豊岡ふるさと学習ガイドブック』を使った湿地教育」

兵藤 未希 さん 豊岡市コウノトリ共生部コウノトリ共生課 係長

～(休憩5分)

### 5) グループワーク 16:55～ (60分)

各市町村で実施されている、フォーマル、ノンフォーマル、インフォーマル湿地教育の内容について、模造紙を使って、①重なり合いを広げ・深めていくために何が必要か、②どのようなアプローチが必要か、何から取り組むかの視点でディスカッションして、まとめる。3つの教育の重なり部分・接点を大切にする。

### 6) まとめ 17:55～18:10 (15分)

笹川 孝一さん コーディネーター

### 7) 市町村会議 HP について 18:10～18:15 (5分)

### 8) 閉会 18:15

## II. 学習・交流会

司会（北海道釧路市市民環境部 次長 石原 篤）

始めさせていただきたいと思います。なお、ここからの司会進行につきましては、日本国際湿地保全連合の佐々木さんをお願いをしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

### 1. 開会・コーディネーター紹介

日本国際湿地保全連合 事務主任 佐々木美貴

ただ今ご紹介いただきました、日本国際湿地保全連合、略称 WIJ の佐々木といいます。よろしく願いします。

皆さんに、事前準備からいろいろとメール等でご連絡してきました。おかげさまで副読本や副教材に関係するようなものを、多くの皆さんにお持ちいただきまして、本当にありがとうございます。今年からのテーマが「湿地教育」ですので、皆さんに持参いただいたものを活用して進めていきたいと思います。

本日、コーディネーターを務めていただきます笹川孝一さんについて、ご紹介いたします。報告者資料の 3 ページをご覧ください。笹川さんは現在法政大学の名誉教授であり、この学習・交流会を後援、後押しをしている日本湿地学会の理事であり、事務局長もされておられます。専門分野は湿地学、湿地教育学、「湿地の文化」学、教育学など多岐にわたっています。ご著書や編著書等も『湿地教育・海洋教育』『水辺に暮らす SDGs』『図説日本の湿地』などがあります。ここからの進行等はコーディネーターの笹川さんをお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

コーディネーター 法政大学名誉教授 笹川孝一



笹川です。こんにちは。今日はグループごとに座っていただいておりますが、それは、皆さんで大いに情報交換や意見交換をしていただくという意図からです。そういう意味では、私の話は前座です。その後で4人のいわば各地の「師匠」の方々から報告があります。それは、各地の優れた取り組みについてのお話ですが、それも、皆さん方が相互にお話しいただくための貴重な参考材料にさせていただきたいという意図からのことです。

今日のプログラムですが、先ほど佐々木さんが

言った報告者資料の 2 ページにある通り、コーディネーター紹介の後で、環境省からの情報提供。それから趣旨説明、基調提案。これは私がします。それから事例報告で釧路市、鶴岡市、豊岡市からです。そこまでが前半で、その後は皆さんにグループワークと発表をしていただく予定です。

それでは早速ですが、環境省の酒井さん。先ほども紹介がありましたが、自然環境局野生生物課の湿地保全専門官です。酒井さんにまずはお話しをいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

## 2. 趣境省からの情報提供

### 「COP14 決議と我が国における湿地教育の推進について」

環境省自然環境局野生生物課 湿地保全専門官 酒井 郁

皆さま、こんにちは。ただ今ご紹介にあずかりました、環境省自然環境局野生生物課で、昨年度の 4 月からラムサール条約や二国間渡り鳥条約、東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ (EAAFP) の担当をしております酒井と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

私からはラムサール条約第 14 回締約国会議 (COP14) の決議と我が国における湿地教育の推進についてということで、ご報告いたします。

まず本日の話題ですけれども、最初に環境教育に関連する国内外の動向についてお話しします。次に、昨年 11 月の COP14 で採択された湿地教育に関連する決議について、ご説明いたします。また、COP 決議を踏まえた当省の取り組みについてもお話しいたします。最後になりますが、関連する補助金、交付金等の支援面について、簡単にご報告いたします。



## SDGs と ESD

まず 1 スライド目、最近持続可能な開発目標、SDGs に関する報道等に触れることが多くなりました。自治体の皆さまにおかれましても、SDGs に関してはよくご存じのことと思いますが、SDGs とは 2015 年の国連総会で持続可能な開発のための 2030 アジェンダが採択され、提起された世界目標となっております。

地域や社会、国や世界などが抱えるさまざまな課題への解決として、持続可能な世界を実現するための 17 のゴール、目標、それと 169 のターゲットから構成されるものでございます。湿地保全に関連する内容といたしましては、「6 安全な水とトイレを世界中に」と

か、「14 海の豊かさを守ろう」、さらには「15 陸の豊かさを守ろう」などがあります。

また、2018年にラムサール条約事務局が『湿地とSDGs』というパンフレットを作成しておりますので、会場の後ろのほうに置いてありますので、ご関心のある方は手に取ってご覧ください。なお、教育に関連する目標は、「4 質の高い教育をみんなに」として位置付けられておまして、教育は全てのSDGsの基礎ともいわれております。

ところで、教育に特化した取り組みに「ESD」というものがございます。ESDとは「Education for Sustainable Development」の頭文字を取った言葉でございまして、持続可能な開発のための教育のことです。環境問題、貧困、資源などのさまざまな問題をそれぞれが主体的に捉えて行動し、持続可能な社会を実現する力を育むことを目標としてございます。ESDは長年にわたってユネスコ、国連教育科学文化機関がけん引してまいりましたが、我が国の教育にも大きく影響するものとなっております。

## 生物多様性国家戦略と湿地を含む環境教育

続きまして、生物多様性国家戦略について少しお話しします。こちら、主管者会議の冒頭に中澤からのあいさつにもありましたように、今年3月に閣議決定されたものでございまして。生物多様性保全分野において新たに目指すべき目標として、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる、いわゆるネイチャーポジティブを掲げております。本戦略はその実現のためのロードマップとして、お示ししているものでございます。

スライドに示す5つの基本戦略の下に25の行動目標を定めておまして、関係省庁に関連する施策を示してございます。今後国としてはこのような方向性で進めていくという可能性を示すものなのです。「基本戦略4、生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動」が挙げられております。社会全体で生物多様性の保全と持続可能な利用を進めていくためには、生物多様性に関する知識や国民一人一人の価値観の形成、さらには行動変容が必要となっております。

特に学校教育などの場において学びを深めることが大事だと、行動目標の4-1に示してございます。

湿地を含む環境教育についてさらに着目しますと、4-1-1に環境教育の推進に関する目標が設定されております。スライドに記載の4つの項目が指標として示されてございますが、特にこれらの目標に対して自治体の皆さまが貢献できることといたしましては、一番下の地方公共団体における環境教育関連施策実施数が挙げられます。毎年当省の環境教育推進室が都道府県、政令市、中核市を対象に、環境教育関連施策に関するアンケートを行っておりますので、自治体から回答があった施策をカウントしてございます。

具体的には、自治体主催の生き物観察会とか、環境学習拠点施設の設置や、本日皆さまにお持ちいただいている副読本における掲載などが数に含まれております。こちらにいらっしゃる自治体の皆さまは、共通してラムサール条約湿地を持っていらして、既に素晴らしい取り組みをいただいている方が多いですけれども、今後もこうした取り組みを充実させていただいて、あるいは違う視点から取り組んでいただくことが全体の目標達成にもつながるものと考えております。

さらに、ESD活動支援センターにおける取り組みについても、数値目標がございます。

地方公共団体の方も全国または地域の ESD フォーラムなどに参加いただくことが、貢献につながるということです。

## ラムサール条約締約国会議での湿地教育決議

続きまして、11月のCOPで採択された公教育部門における湿地教育の推進の決議の概要についてお伝えします。まずこちらは、韓国と中国が共同提案した決議でございまして、学校教育における湿地教育の主流化とか、さらなる教育機会の創出を目的とするものでございます。

これまで湿地教育については、CEPAプログラムの中で学校教育における湿地教育の要素はあったものの、十分なものではなかったという背景がございまして、単独の決議としては初めて提案、採択されております。

決議のポイントについて、簡単にご説明します。なお、環境省訳なのでございますけれども、こちらの決議の環境省訳は本日報告書資料の一番後ろに添付してございますので、後ほどのグループワークなどで参照されるといいかと思っております。

具体的には、パラグラフ18に記載のあるとおり、国が開催する湿地に関連する委員会等への教育当局による出席、専門家の招聘（しょうへい）、さらには学習指導要領、カリキュラムに湿地教育に関連する項目を追加することを奨励するもの。

また、学校における湿地教育の開発や充実を図るために、全国にあります湿地センター、環境省では11施設管理しております。また自治体の皆さま、関連する一部の自治体においても幾つか管理運営されているところがあると思っておりますけれども、そういった湿地センターや湿地公園と連携すること。

既にさまざまな教育普及啓発が行われていますが、パラグラフ20には、学校教育以外との連携の重要性についても唱えております。

さらにはパラグラフ25、締約国における湿地教育の進捗（しんちよく）状況などを、ラムサール条約の締約国会議の10カ月前に提出することとなっている国別報告書のほうに反映することとなっております。こちらの決議なのでございますけれども、内容を見ますとフォーマル・エデュケーション、いわゆる学校教育やインフォーマル・エデュケーションといった表現があります。この後の笹川先生によるワークショップでも、より詳細なご説明があるかと思っております。

## 国内における湿地教育の実施状況

次に、国内における湿地教育の実施状況についてお話しします。こちら、2017年度および2020年度に皆さまにご協力いただきました、ラムサール条約国別報告書作成の際に80市区町村を対象にお聞きした質問です。「学校で湿地の保全やワイズユースに関連する事業が行われていますか」という設問に対して、2017年度はおよそ半数の51%、2020年度では全体の61%の自治体が行っていると回答されておりました。

さらに、はいと回答した自治体に、湿地教育の実施場所等について追加のご質問をしたところ、2017年度、2020年度ともにその半数以上が小学校において、さらに中学校、高校と回答しております。

宮城県の化女沼などでは、教育委員会が主催して、NPOが実際に湿地を紹介するような

事業が行われていました。また、新潟市の佐潟などでは、地元の小学校高学年・中学校やNPO 団体、企業などが連携して清掃活動を行うというような報告もございました。

しかしながら、2017 年度、2020 年度の国別報告書のアンケートでは、湿地教育の実施状況に関する設問が 1 つしかなく、また 2 つの記述式の回答のみがあったということで、実際に何年生を対象とした授業で教育が行われているのかとか、具体的な内容が把握できませんでした。そのため、今年度については、これらを把握できるように、より詳細なアンケートを実施したいと考えておまして、昨日皆さま宛てに依頼を出させていただいたところです。

## 締約国会議を踏まえた環境省の取り組み

### ～ジンバブエにおける COP を視野に入れて

次に、COP 決議を踏まえた当省の取り組みについてお話しします。先ほどお伝えしたとおり、まずは学校における湿地教育の実施状況に関する情報収集を第一の目標に掲げております。アンケート調査に加えまして、湿地に関する記述を含む副読本があるのかどうか。ある場合は確認をさせていただけないかと思っております。

アンケートによって、各地における実施状況ではなくて、さらに直面している課題などについても把握できるかと思っております。また、皆さまから頂いたアンケート結果について、この後専門家を交えて考察を行った後に、今後の湿地教育の方策等に関して検討を行ってまいりたいと考えております。また、昨日の依頼状にもお伝えしておりますけれども、今後皆さまから頂いたアンケート結果の共有も行いたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、来年度の取り組みとしては、今年度で取りまとめた内容について、さらに追加的な調査とか取り組み等も検討してまいります。

また、2025 年度ですけれども、こちらに記載のとおりジンバブエ共和国において、7 月下旬から次回 COP 締約国会議の開催が予定されております。通常当省では COP 会場においてサイドイベントを企画したり、展示ブースを設けたりしておりますので、今後の取り組み状況によっては市町村の皆さまと連携して、例えば湿地教育に関するサイドイベントの企画というのも考えられるかと思っております。

## 関連する交付金・補助金について

最後に関連する交付金・補助金等について少しお話しします。皆さま既にご存じのことと思っておりますけれども、左側、生物多様性保全推進支援事業とあって、当省が出している支援メニューとなっております。過去には名蔵アンパルや出水ツルの越冬地における事業も採択された経緯がございます。

ただし、こちらの事業ですけれども、生物の生存環境の保全再生のための事業が対象となっておりますので、環境教育を主目的とした事業は対象外となっております。ただし、目的達成のための手段として普及啓発とか環境教育の推進に関連する事業を実施いただく場合は相談可能となっておりますので、まずはお近くの地方環境事務所もしくは本省の担当課、われわれのところにご連絡いただければと思います。

また、右側、ユネスコ活動費補助金という文部科学省の交付金もございます。こちら

SDGs の達成の担い手を育む多様な教育活動、ESD を実施推進する補助金ということで、過去には自治体の例としては横浜市も採択された経緯がございます。詳細については文部科学省にお問い合わせいただければと思います。

以上になりますけれども、今後も引き続き皆さまからのお取り組みをお願いしまして、私からのご報告とさせていただきます。本日はご清聴ありがとうございました。(拍手)

### 3. 趣旨説明及び基調提案

#### コーディネーター 法政大学名誉教授 笹川孝一 環境省と市町村会議との連携の可能性

酒井さん、ありがとうございました。ジンバブエの COP15 で、市町村会議の成果がうまく出れば一緒にサイドイベントなどをやりたいというふうなお話もありました。最後のところに、こういう枠組みで補助金を使えるので相談してくださいというようなこともありました。前半のいろいろな情報の話と、それから後半はこういうふうと一緒に行動したいという、そういうメッセージもあったかと思います。改めて拍手したいと思います。ありがとうございます。(拍手)

それでは、ここからは私自身が話すということなので、お話しをしたいと思います。私の話は、少しでも短くして、それで皆さんがグループワークをする時間を増やしたいと思います。

#### 日本では、湿地教育はたくさん行われているという認識・自信が大事

何を今日話すのかということですが、1つは、日本では湿地教育って実態としてはかなり広く行われているということです。学校の中でも、そこにあります副読本でもたくさんいろんな湿地のことが書いてあるわけです。従って、学校の中ではやってないというわけでもなくて、既にたくさん行われているのです。そこに日本としての自信をまずは持たせたいというふうを考えます。

#### 「フォーマル・エデュケーション」における「湿地教育」という用語の話

それから、用語の話です。事前にも皆さんに資料をお配りしましたが、先ほど酒井さんも言われましたが、フォーマル、ノンフォーマル、インフォーマルという用語を使って決議が成り立っているのです。それについて考えないわけにはいかないのです。

事前文書でも述べてありますが、3層構造で成り立っている。それはどういうことかという、まず、ずっと昔から、人類史の始まりと共に、生活空間としての地域では、広く湿地に関する教育は、不可欠なものでした。そしてそれは、例えば、神社やお寺、その行事などとしても行われてきました。一例をあげれば、どこへ行っても龍神様がある。水を分ける神社と書いて水分(みくまり)神社がある。水争いを起こらないようにする神社や、堤防の決壊を防ぐためとも言われている新潟県南区白根の「大風合戦」など、いろんな行事が各地にあります。そういうことがたくさん作られ伝えられ、引き継がれてきました。

ところが近代化の過程で変化が起きてきました。日本では明治以降ですが、「国民」とい

うものをつくる「日本」という国家を作る。「大日本帝国」を作る、「日本の軍隊」をつくる。いろんなことが「日本」という国家の単位で行われるようになりました。そうすることになると、「国民の共通の教養」が大事だということで、「日本語の統一」なども行われました。この動きの先頭を走ったのはフランスですが、日本でもそういうことになってきました。そして、「国民の共通の教養」を作るためには、「学校が大事」だということになってきて、今回のラムサール決議にあるような、英語で言うと「フォーマル・エデュケーション」と呼ばれるようなものが形作られてきました。それはカリキュラムが統一され整備されていることと同時に、卒業資格を出すものです。言ってみれば、国家が能力を保証する制度です。

だから、「〇〇学校」という名前ものは世の中にいろいろありますが、今の日本でいうと文部科学省が管理する学校体系の中で卒業資格を出していく、これがフォーマル・エデュケーションとされているわけです。大学の学部も大学院も、またフォーマル・エデュケーションということです。後で報告等とかディスカッションの中にも出てくると思いますが、いま、大学生の実習をラムサールサイトで受け入れている事例はかなり増えているようです。子ども、小学生、中学生、高校生ももちろん大事なのですが、学部・大学院を含む高等教育機関のところでもかなり発展していて、そこから新しい学問や芸術が出てきているのです。これもまた「フォーマル・エデュケーションにおけるウェットランド・エデュケーション（湿地教育）」と理解できると思います。これが2点目です。

### 「フォーマル・エデュケーションにおけるウェットランド・エデュケーション（湿地教育）」の推進のために市町村会議は何ができるか？

3点目は、それを推進していくために、この市町村会議として何ができるかという話です。日本でのフォーマル・エデュケーションにおける湿地教育の全体を、市町村会議で背負うことは無理です。現実的に。ですができることはたくさんあります。

今回、実際に行われているものを皆さん今日持参してくださったと思いますが、それを持ち寄って、どういうふうになっているんだろう、どう発展させていったらいいんだろう、という情報交換・意見交換をする。そして、またそれぞれの所に持ち帰って、それらをさらに調べつつ、実践的にも試していただく。そして、市町村会議の学習・交流会では、3年間湿地教育をテーマにやっていくというお話ですから、3年間それを集積して、ここまでわかったというのを出していく。それを市町村会議がやることによって、日本全体の湿地教育が量的にも質的にも発展していく。こういうことは可能です。

### グループワークをする～国内で共有し、世界に向かって発信していく

こういうことのために、4番目ですけどグループワークをやります。

先ほど酒井さんも言われましたけれども、ラムサール条約の COP15 で、うまくいけば市町村会議と環境省で協力していけるかもしれない。市町村会議の成果を世界に向かって発信する。あるいは、アジア湿地シンポジウムなどでも発信していく。それから、この材料を国別報告書に反映させるように協力する。そのように近隣諸国や世界に向かって発信するということも、さまざま考えられます。

このことを前提として、「湿地教育」を語るためには、こういうことは押さえていたほう

がいただろうということ、もう少し踏み込んで、お話いたします。

## ラムサール条約は水のある所としての「湿地」に関する総合的条約である

### ～ラムサールは水鳥のための条約というのは誤解

まず、ラムサール条約については、大きな誤解があります。ヨーロッパ語と日本語との間の文法上のちがいという問題もありまして、外務省訳では「特に水鳥の生息地としての」という部分が冠になっています。そこから、大きな誤解が生じています。「ラムサール条約って水鳥の条約だ」という誤解です。これは間違いです。陸地の上の水のある所と浅い海からなる「湿地」に関する総合的条約がラムサール条約です。これが正解です。それは条約の成立の経緯から言えることです。どうして、「特に水鳥の生息地としての」という文言が入ったかという、当時のソ連の担当者が頻りにオランダでの会議に出席するときに上司に「水鳥のための条約を準備しているの」という説明を上司にしてきたので、どうしても「特に水鳥の生息地としての」という文言を入れてくれと強く求めて、それで入ったと伝えられています。

ですから、ラムサール条約の日本語訳では「湿地」と言っていますが、条約の精神を踏まえてわかりやすく言えば、「水場と水辺と人を含む生命体との豊かな関係性を目指す総合的な条約」、それがラムサール条約である、というのが妥当な理解だと、私は思っています。

## 人間と環境の相互依存、水の循環の調整、湿地の生態学的機能、経済・文化・科学・レクリエーション上の価値～ラムサール条約の「前文」がもつ広い視野

ラムサール条約は実に広い視野を持っています。この条約には「前文」があります。そこに抜粋してありますが、①②③④としました。まず、人間と環境の相互依存が大前提だということです。それから、水の循環を調整している。そして、湿地特有の動植物に注目した湿地の生態学的機能というものが大事である。その上で、経済上、文化上、科学上、レクリエーション上の大きな価値を持っている。こういうことが前文に書いてあります。

言い換えると、湿地というものについて、かなり多面的に着目しているということです。つまり、人間以外の動植物という話だけではなくて、人間にとっての湿地というものにも、かなり多面的に着目しているということでもあります。

## 条約「前文」の広い視野が「湿地教育」の広い視野を指し示している

これは湿地教育という場合に、どこに着目していくのかということに直結しています。どこの市区町村の副読本でも上水道の水はどこから来ているかということは大抵書いてありますね。「人工湿地」というカテゴリーがあるので、上水道システムは人工湿地に該当します。しかし、いわゆる「ラムサール関係者」には、あまりそういうことに注目していない人も多い。

あるいは下水処理施設、東京都では「水再生センター」と呼んでいますが、これは条約の締約国会議文書がいう「排水処理区域」に該当しますが、あまり注目されない。市町村会議は地方自治体の集まりであって、地方自治体にとってはライフラインの1つである上下水道は最重要施設の1つであるわけですから、市町村会では、ラムサール条約の視点か

ら上下水道を位置づけるべきだろうと思います。

また、「地熱性湿地」というカテゴリーもあってこればズバリ温泉を指すものです。地方自治体にとって地元の人の健康・福祉という点でも、観光産業にとっても温泉入浴施設というものは大事なものですから、この地熱性湿地・温泉というものも位置付けた方がよいと思います。もちろん国の観光政策という観点からも、ラムサール条約の文脈において位置づけるべきだろうと思います。

こういう、下水道施設や温泉・健康・観光施設なども自治体の副読本や学校教科書にも出てきます。

## 条約はすべての湿地を大事にすることを求めている

### ～登録湿地だけがラムサール条約が大事にする湿地ではない

さらに、これも常識ですけれども、ラムサール条約で湿地を大事にしましょうと言っているというときに、登録湿地を大事にしましょうという話だけではなくて、登録湿地をはじめとして、全ての湿地を大事にしましょうと言っているということです。

ところが、ネット上に生成 AI が作っているものが最近いっぱい出てきますけれども、ラムサール条約ってというのは、国際的に重要な湿地を登録して、そこに生息・生育する同植物の保全が目的だっというふうに書いてあるんです。

これはとんでもない誤解です。これも含みますけれど、これが全てでは決してないということですが、生成 AI というのはある種の前例主義ですから誤解を拡げている面もあります。だから、条約前文における、湿地の価値についての多面的な位置づけについて、大いに読み込み、研究し、発信していくことが大事だと、強調されてよいと思います。

それから、先ほども触れましたが、浅海域や干潮時 6 メートル以下の海もウェットランドに含めるというふうには、条約の第 1 条に書いてあります。平たく言えば、浅海域も含めて、地上にある水のある場所は全部ウェットランドであるよっというふうになるように定義をしているというふうに見たほうがよいと思います。それもあって、南三陸町の志津川湾などは、50 メートルぐらい深さがあるとか聞きました。そこに組んである養殖のいかだの上にも海藻が生えていて鳥が食べるから、まとめて登録しちゃいましょうというふうになって、志津川湾は丸ごと登録っというふうになったというふうには、阿部さんが今うなずいていらっしゃるんですが、聞きました。ですから、できるだけいろんなものが入るように運用しているというのもあるかと思えます。

## 湿地教育は全ての湿地に関する教育である

### ～登録湿地教育を含むが湿地教育イコール登録湿地教育ではない

そういうことで、湿地教育は登録湿地教育を含みますが、湿地教育イコール登録湿地教育じゃないということです。湿地教育は登録湿地教育だっというふうに言ってしまうと、ものすごく狭まっちゃうので。それを核にしながら、非常に広いものであるというふうには理解したほうがよいだろうと考えます。

## ラムサール条約第 4 条が湿地教育の根拠条文～第 4 条から CEPA への展開

以上を踏まえたうえで、「教育」というのは条約上のどこにあるのかということについて

お話しします。

第4条にこういうことが書いてあります。締約国は湿地およびその動植物に関する研究ならびに湿地およびその動植物に関する資料および刊行物の交換を奨励する。締約国は、湿地の研究、管理および監視について能力を有する者の訓練を促進する。

この第4条が根拠となって、締約国会議で、「Education and Awareness」というものが決議されるようになってきました。そして現在は、ここに書いてありますように、Communication, Capacity Building, Education, Participation and Awarenessへと展開をしてきた。その一番根っこになっているのが、条約の第4条のこの規定ではないかと思えます。

ですから、ラムサール条約というものはどういうものなのかということで、これは環境省のホームページに出ているものです。私はこの図の作成にかかわったのですが、そして、これはこれでスッキリしていますが、ただ、今になってみると、もうちょっと真ん中に、湿地の多面性への着目とか、保全・再生・創造、賢く、ワイズユースをこっち側に入れるっていうのがあってもいいかなという気がします。これは第3条の部分で。重要湿地の登録というのは第2条の部分で。それから上のところの湿地教育・人材育成・研究・交流っていうCEPAの部分、第4条。こういう整理の仕方もあるかもしれないなという気もいたします。全体として国の内外で交流をし合うっていうことですね。

だから、どっちが正しいのかっていうことではなく、いろんな図の書き方があるかなというふうに最近は思っています。決して環境省のこれが間違っているということ言うつもりはさらさらありません。これはこれで立派に機能してきた、非常にわかりやすかったというふうに思っています。

## 住民の福祉の増進～市区町村で湿地教育を進める場合に地方自治法が大事

その上で、市町村会議で湿地教育を考えるという文脈では、やはり地方自治法をかませたほうがいいのではないかと思います。釈迦（しゃか）に説法ですが、地方自治法の第1条の2には、地方普通公共団体は住民の福祉の増進をするんだということが書いてあります。そのためにいろんな施策を行う。そういう点から湿地教育を見るとどうなるかということをお願いしたいと思います。

## 湿地教育は「人材育成」だけでよいか？

1つは湿地教育と言う場合に、人材育成という角度だけでよいか？ということ。もちろんそれは大事な視点です。「湿地を守る人を育てる」「湿地を何とかできる人を育てる」ということを、現場ではそういうことをよく聞きます。

## 湿地教育の目的は住民の笑顔が増える、豊かになることにあるのではないか？

しかし、先ほどの条約第4条を踏まえつつ、地方自治法第1条のことを考えると、「地域が豊かになる」ということは、「そこに住んでいる人が元気になる」ことではないか？と思われるのですが、どうでしょうか？

つまり地方自治法がいう「住民の福祉増進」というのは、そこに生きて住んでいる人々としての住民が幸せになる、元気になるということではないか？象徴的に言うと笑顔が増

えるとか、つながりが深まるとか、そういうことではないか？昨日も埼玉県でしたか、80何歳の人が病院に銃を持って、それから郵便局に行って2人職員を人質にして、捕まったら「郵便局の人と話がしたかった」ということを言っているということでした。報道では。話し相手がいない、淋しかったのですね。その人は。やっぱりそこに住んでいる人たちが元気になるということが大事なのではないでしょうか？湿地教育は湿地を守る人を育てるというのは必要であります、それで十分なのではないでしょうか？

### **全体的に、人間の能力が開花して、人や自然とのつながりが豊かになることが湿地教育の大事な側面ではないのか？**

holistic というコトバがありますが、全体的に、人間の能力が開花して、人や自然とのつながりが豊かになるということが大事なのではないでしょうか？全体的に、多面的に人間として豊かになっていく。そういうことが湿地教育の目的として考えられるのではないかと思います、どうでしょうか？

### **湿地セラピー、いのちの共通性や多様性に気づく、人と人のつながり、絆、協力関係を育てる、いろんな表現を引き出す**

例えば、水遊びとか潮干狩りとかすると、身体が解放された感じがするとか。それから、湿地の水辺を見ていると気持ちが落ち着くとか、昔のことをちらちら思い出されてくるとかいうのもあって。新潟の佐藤安男さんという福島潟の職員が、湿地セラピーってあると思うのだけれど言うので、この前も朝倉書店の本では湿地セラピーという項目書いていただきました。

それから、湿地教育というのは命の共通性と多様性に気付く。つまり自分の命と、後で報告があると思いますけれども、大山上池・下池のザリガニとか、命という意味では同じである。例えばいろんな事情でザリガニにはごめんなさい、死んでもらうと。だったらしっかり食べるっていう。これは鶴岡の基本的な考え方だと思いますけれども、そういうことです。

4番目に、人と人のつながり、絆、協力関係を育てる。

5番目に、いろんな表現を引き出す。絵を描く、写真とか、作文とか、踊りとか、劇とか、いろんな方法があると思いますし、アイヌの鶴の舞っているのもあるわけですが、いろんな表現を引き出す。豊岡でもそういうことが後で報告されるかなというふうに思っています。

### **水の星・地球、水の循環、食物連鎖や生態系などの広い視野に窓口を提供し学校につながっていく**

それから、そういうものの全体から水の星地球とか、水の循環とか、それから食物連鎖を含めた生態系とか、そういうものの窓口を提供する。ここにある意味では学校につながっていくのだというふうに考えられると思うんです。

こういう湿地教育はある意味ではワイズユース・オブ・ウェットランドというか、湿地の賢い活用というふうにもいえるかもしれません。

## 湿地を軸とする地域づくりの人材を育て、2つのアプローチを統合していく

人材という角度からいえば、湿地の保全・再生ができる人材を育てる、湿地教育は。また、賢い活用、ワイズユースができる人材を育てる。研究や教育、国内外の交流を推進できる人材を育てる。それから、総合的なマネジメントができる人材、これ **Capacity Building** とはそのことであると思いますし、たびたび **Integrated Manage of Wetland** という言葉が決議なんかでも出てくることがありますけれども。湿地教育は湿地を軸とする地域づくりの人材を育てていく。地域づくりというのは市町村だけではなくて、県とか北海道とか日本国とか東アジアとか、そういうものも含めてだろうというふうに思います。

今言った2つのアプローチを統合するということが大事だと思うんです。つまり、湿地教育というのは、赤いところで書きましたけども、人財としての、この「財」はベネッセなんか使っている財ですけども、人の成長・発達・成熟というものを促進する。こういうことができる人を育てようという。

だけど、もう一方では、人としての安らぎとか、解放とか、命の気付きとか、自信とか、共同とかそういうことができる。地域ではいろんなことが突然起きますから、地震とか津波とかも含めて、その時にどういうふうに見えるか。南三陸町で聞いた話ですが、長年カキの養殖のいかだが10メートル間隔で、これ30メートルにしたいという課題はみんな気が付いていたけれどもできなかった。津波でいかだは全部流されちゃって、再開しようということになって。だったらやっぱり提案の30メートルにしようっていうことになったら、いいカキができて。売上も上がって、週休2日が実現できて、若者が戻ってきたって話もあります。

そういうことの上に地域づくりとか住民の福祉の増進というのがあるっていうふうに理解したら、地方自治体の方々にとって、湿地教育っていうのがもっと身近なものになるのかなというふうに考えた次第です。この写真は鶴岡市の「ざりっ粉」です。

## 日本の実績を踏まえた「湿地教育」の枠組みを整理し、

### 全アジアと世界に発信していく

皆さんのところに私が書いた資料が前もってメールで送られていると思います。この資料集に付いているので、要点のみを言います。一つは、決議ということ。ラムサール条約の決議だから絶対正しいっていうふうに思わないということが大事だと思うんです。一つの参考には大いになるとは思いますけれども、参考にしながら大事なことはいいですけども、日本の特性を理解する。日本ではこうやってきた、日本では今こういうことが課題になっている、日本ではこういうビジョンを持っている、そういうことを描くことが大事です。そういう日本というローカルに徹することができるから、リージョナルとかインターナショナルのところを持って行って、対話が成り立つんだと思うんです。

それでもう一つは3のところですけども、実態としての湿地教育はいっぱいある。でも湿地教育というカテゴリーでくくって今まで議論していたかという、必ずしもそうでもない。だから、そこをどういうふうにして実態としての湿地教育を丁寧に拾い寄せ集め、発展させながら、カテゴリーとしてのくくりとしての湿地教育というものにどういうふうにか収斂（しゅうれん）させて、作り上げていくか。このところは結構時間もかかるし、面倒な課題。

だけど、学校の中に湿地教育を入れようって考えると、この作業は避けて通れないというふうに。ちょこっと入れるのはできると思いますけれども、決議が言うようにメインストリーム化するってことは、こういう作業をしないと教育課程審議会が通らない、学習指導要領に載っからないので。じゃあ湿地教育、どういう体系になっているのですか。何の体系もないものは入れられませんと、こういうことになると思います。

それで、フォーマル、インフォーマル、ノンフォーマルという話は、事前に送った資料に書いといたのを皆さん読んでいただけたかと思うんですが。平たく言うと、さっき言ったように、フランス革命以降国民国家というものができて、国民教育というのをやるようになって、ナショナルカリキュラムというものができて。従って、カリキュラムが整えられていて、安定的にそれが運用されると同時に、卒業資格というものを認定する。単位を認定し、かつ卒業資格を認定する。これがフォーマルかそうでないかということの分かれ目みたいな感じ。

だからといってフォーマルが立派で、インフォーマルやノンフォーマルが駄目だとかそんなことは全然なくて。インフォーマルがあるからフォーマルがあり得る。そして中間的になっているのがノンフォーマルということでした。ノンフォーマルというのについては、前にお配りしている文書の中に、イギリスの事例なんかも書いていますので。大学拡張運動というのがあり、オックスフォードの中にラスキンカレッジというのをイギリスの労働者教育協会が置いたのです。だけど、オックスフォードの卒業資格認定にはならない。例えばオックスフォードの傘下には入れると、こういうふうなことがあって、大学拡張とかいうふうな言い方があります。

## 公教育が学校教育を包摂する、 学校教育＋自治体等が関与する地域の教育＝公教育

「公教育 (public education)」というものと「学校教育(formal education)」は、教育学の世界でも文部科学省の世界でもイコールとはしていません。ですから、環境省のほうで時間的にゆとりがあれば、もう少し広く検討して、フォーマル・エデュケーションの訳は確定したほうがいいのではないかという意見を持っています。私は、湿地の文化もいろいろやってきましたが、元々は教育学者なので、ここは何でもいいんじゃないかというわけにもいかないので、申し上げた次第です。

それで、教育基本法という法律の中に学校教育法があって、社会教育という条項もあるのですが。教育基本法の中に教育振興基本計画を作れというのが条項として入っています。文科省のサンプルというか、文科省としての教育振興基本計画大綱みたいなものが出ているのですが、その中に社会教育施設の充実というのが明確に項目として置かれているんです。ですから、この社会教育関連法律というのは3つほどあるのですが、そこを含めて文科省が言っていることは間違いないので。その全体をもって公教育というふうに言わざるを得ないだろうというふうに思うんです。

もうちょっとそれを拡張すれば、環境省が持っている水鳥・湿地センターとか、デジタルセンターとか、そういうものもある意味では公教育の一部を構成するというふうにも言えないことはないということなので。公教育というものとフォーマル・エデュケーションっていうものは、ちょっと区分けしといたほうがより充実した環境教育になるのではない

かっていうふうに思っています。

## 副読本の持つ広い湿地教育の視野、「ラムサール関係者」の狭い視野の 調整が大事

そこに今副読本があって、大変面白いのでありますが。今日は習志野市の方が来てないので、習志野市の副読本を見ます。習志野市の方で付箋を貼ったようで、谷津干潟のところにだけ付箋を貼ってあるんです。だけど、いろんな川があるとか、どこの浄水場があるとか、そういうのは全然付箋が貼ってない。そうすると、湿地教育というものが非常に狭まってしまいます。

学校ではやはり谷津干潟のことだけを教えるわけにはいかないんです。だから、谷津干潟のことを核とするのはよいと思いますけれども、この黄色いところは僕が後からさっき休み時間に貼ったのですけれども。ぜひ副読本をご覧になる時に、ラムサール条約第1条が言っているような広い湿地という角度から副読本を見ると、実は湿地教育たくさんやっているんですねってことになるというふうに思います。

ですから、後でグループワークがありますが、こういう模造紙に印刷されているところで作業をしていただきますけれども。フォーマルとインフォーマル、ノンフォーマルが重なっている。あるいはフォーマルとノンフォーマルが重なっている。フォーマルとインフォーマルが重なっている。今ここにいらっしゃる方々が教育委員会の方はほとんどいらっしゃらないかと思います。多少いらっしゃるかと思いますが。主にはノンフォーマルのところで働いている、この文脈でいえば。湿地関連施設などで働いている。そうすると、インフォーマル、地域の人たちがいろいろやっていることと、それから学校でやっていることをつなぎ目になっているような仕事をたぶんされているケースが多いのだというふうに思います。

### 「湿地教育」を学習指導要領に入れていくための長い道程 ～副読本、総合的学習の時間の活用

さて、それでもうおしまいにしますが。先ほど言いましたように、この学習・交流会のワークショップ、それから報告書、ポスター制作等を作って、市町村会議で報告するとか、国別報告書等々でやっていく。

最後にもう一回ですけど、学習指導要領・学校教科書に反映させるためには、さっき言った体系みたいなものを作るってことと同時に、教育基本法の前文とか、第1条とか、第2条とかが言っているような、こういうことと合致しているというふうにならないと、学習指導要領には入らないんです。これはどう考えても仕組み上入らない。だから、そのところをどういうふうにして調整していく。こうだよっていうことを言えばいいんだと思うんです。だから、もし学校の中でメインストリーム化するってことになれば、こういうことは意識するだろうと。

### 『湿地教育入門』の目次を考えてみる

最後ですが、これは昨日の飛行機の中で、湿地教育入門というのを書くとすればどういう目次になるかなと思いながらメモしてみたものなんです。これが正しいとか全然思い

ませんけども。もうちょっと広い湿地というイメージの中でどう位置付くかっていう、そういうのも妄想してみるのも良いのではないかなと思います。以上です。

繰り返しますが、今私が述べたことは、絶対正しいよというふうに言える部分も多少ありますけれども、あくまでも皆さんに対する参考までに述べたわけで、提案ということですから、批判的に検討していただければというふうに思います。

以上が基調提案です。各地域から報告をしていただく。先ほど3人の方と言いましたが、まず、釧路市の佐藤さんから、釧路についての報告をお願いいたします。佐藤さん、よろしく申し上げます。

## 4. 事例報告

### 1) 釧路市「多様な機関が関わっている湿地教育の事例について」

釧路市市民環境部環境保全課 主査 佐藤英樹

皆さま、こんにちは。釧路市環境保全課の佐藤と申します。今回のために遠くは沖縄からもお越しいただきまして、誠にありがとうございます。早速ではございますが、時間も限られておりますので、事例報告に移らせていただきます。

#### 釧路湿原と阿寒湖～釧路市の概要と2つの登録湿地



釧路市の人口は約15万7,000人。面積は1,363平方キロメートルで、全国の市町村で7番目の広さとなっております。釧路湿原と阿寒摩周国立公園、2つの国立公園を有し、国立公園の脱炭素化を目指すとともに、サステナブルな観光地づくりを実現していくゼロカーボンパークに登録されております。

また、特別天然記念物の、図に入っておりますがタンチョウや阿寒湖のマリモをはじめとする地域資源がございます。

また、2050年までに二酸化炭素の実質排出ゼロを目指すゼロカーボンシティーを宣言し、環境問題の解決、地球温暖化対策に取り組んでいるところでございます。

当市には2つのラムサール条約登録湿地がございます。では、まず左側の釧路湿原ですが、この図、ほとんど湿原の範囲内になっています。隣接している釧路町と標茶町、鶴居村に広がっているこの湿原は、山手線がここにすっぽり入るぐらいの広さとなっております。2万2,000ヘクタールの面積となっております。1980年に日本初の登録湿地として、ラムサール条約に登録されました。その後、1993年に第5回締約国会議(COP5)をここから徒歩2~3分のところにある釧路市観光国際交流センターというところで行い

まして、95カ国から約1,200人以上が参加し、今年は30周年に当たります。

続いて右側の阿寒湖もラムサール条約に登録されておりまして。こちらは2005年に登録されまして、湖北部のチュウルイ湾には世界唯一の大型球状マリモの群生地となっております。

釧路地域では、釧路国際ウェットランドセンターという組織を持っております。1993年に釧路市内で開かれた、先ほど申し上げましたCOP5をきっかけに設立されました。釧路地方の4つのラムサール条約登録湿地の生態系を維持しつつ、湿地のワイズユースを推進するとともに、釧路地域の取り組みや成果を広く発信し、地球規模での環境保全に寄与することを目的に活動しております。

構成団体としてはこちらに書いているとおり、4つの湿地がある6市町村および各教育委員会、環境省釧路自然環境事務所、北海道釧路総合振興局。あと大学では北海道教育大学釧路校と釧路公立大学。その他関係団体としては、今回の学習・交流会を運営していただいております日本国際湿地保全連合や釧路自然保護協会、釧路商工会議所などさまざまな団体が加盟しております。

では本題に入らせていただきます。釧路市の取り組みとしまして、釧路市体験型環境学習支援事業というものがございます。字がちっちゃくて見えにくいんですが、市内の小学校の児童を対象に、環境関連施設への学習機会や、貴重な自然環境に触れる機会を提供しております。

具体的には、借り上げバスなどを利用して、市内の環境学習施設へ出掛けて、環境学習・教育をする場合に借り上げ費用を助成するものです。

環境関連施設では、リサイクルとかエネルギー関連施設など、湿原に関わらないものも多いのですが、今年は7件あったうち5件が自然関連施設、釧路湿原にあるビジターセンターなどを訪問しております。

## 釧路市教育委員会の活動

続いて、釧路市教育委員会の活動となります。まずは、まなぼっとわくわく探検隊というものです。まなぼっととは、釧路市の生涯学習センターの愛称となっております。市内の小学校の4年生から6年生を対象に実施しておりまして、全13回の講座です。この講座は湿原教育に特化したものではないのですが、そのうちの1つとして、釧路湿原の東側に達古武という地域がありますが、そこで動植物の生態や自然の大切さなどに学ぶ講座を開きました。

続きまして、釧路教育研究センター、教育委員会の事務局なのですが、隔年で環境教育に関する教員研修講座を行っております。令和3年度は釧路市動物園、明日の視察で行くところですが、タンチョウの保護活動に関する説明、療養施設や治療道具を見学するバックヤードツアーを実施いたしました。明日の現地視察は、この時の講師であった飯間獣医師に説明をお願いしております。こういうことを行うことによって、子どもたちの学びに地域の自然の素材をどのように結び付けるか考える機会となっております。

## タンチョウに関する取り組みと出水市とのツル交流、オーストラリアとの交流

続きまして、学校独自の取り組みとなります。釧路市の中部にある阿寒中学校では、鶴

特別委員会というものがございます。タンチョウヅルなのですけども、江戸時代に乱獲されて、塩漬けにして幕府に送られたりとか、明治時代の北海道開拓により、一時期明治の終わりには絶滅したっていうふうに考えられていたのですが、1924年に釧路湿原北部にキラコタン岬というところがございます、そこで再発見されました。それから保護活動がずっと続いており、現在は約1,800羽まで回復しております。

この中学校では、鹿児島県出水市さんの中学校と、出水市に飛来するナベヅルやマナヅルのツルという共通点で交流を続けております。今年8月には出水市さんから中学生が来られて、阿寒中学校との交流を行っております。

続いて、下の釧路湖陵高校スーパーサイエンスハイスクールというものです。略してSSHと言っていますが、文部科学省が発展的な科学技術や、理科や数学教育を実施する高校を指定しているものです。湖陵高校では毎年釧路湿原の自然学習やフィールドワークを実施しております。2013年と14年には釧路地域のラムサール条約登録湿地と姉妹提携しているオーストラリアの、シドニーから北に200キロぐらいのところにあるハンター河口湿地を訪問しまして、現地の高校生と実験を行い、英語でのプレゼンテーションを実施しました。

## 阿寒湖でのマリモ観察の取り組み

今まで釧路湿原に特化してまいりましたので、次はもう一つの登録湿地である阿寒湖の学校教育について説明いたします。阿寒湖というのは釧路市北部でして、ここから70キロぐらい北上したところにあります。温泉街がある観光地ではあるのですが、阿寒摩周国立公園の敷地内のため開発されているのはごく一部で、周囲は深い森に覆われております。冬はマイナス25度を下回ることも珍しくありません。

阿寒湖といえば大体マリモを思い浮かべる方がいらっしゃると思うのですが、湖北部の先ほど申し上げたチュウルイ湾にマリモが群生しております。

小学生から中学生が学んでいる阿寒湖義務教育学校では、総合的な学習の時間として釧路市教育委員会と地元の方が組織したNPO法人、阿寒湖のマリモ保護会との共催で、こういう4年生と9年生に向けて観察会を行っております。

4年生は5月ぐらいに生息地に行って、マリモを実際に触って学習して、湖岸のごみを回収することをやっております。中学3年生になりますと、氷上からマリモを観察することをしております。氷を切り出して、スコープでその絵のようにマリモを観察しております。

なぜこのような寒い時期に行くかといいますと、阿寒湖地域には高校がなく、中学を卒業すると多くの子どもたちは、親元を離れるため、卒業前の卒業のはなむけという意味合いを持っております。

## 釧路のある二つの大学での取り組み～北海道教育大学釧路校と釧路公立大学

次に、釧路にある大学2校の湿地教育の取り組みです。北海道教育大学釧路校の特徴として、持続可能な開発のための教育推進センターというものを設置しております、ツリーハウス体験やカヌー体験などの活発な教育実践活動が行われております。

続きまして、釧路公立大学というのは市が中心となって設立し、管内8市町村の負担金

により運営されております。地域の特色ある授業として、環境地理学というものを設けております。講義を行っているのは小林聡史先生という方で、釧路市からスイスのラムサール条約事務局に派遣され、1993年の釧路会議の開催に尽力された方です。講義内容はこのように湿地に特化したようなものとなっております。自然保護に関する国際環境条約やアジアの湿地保全などとなっております。

### ウチダザリガニを食べる活動など

釧路市が事務局を担う団体の取り組みとしまして、こどもエコクラブくしろ、あと釧路湿原国立公園連絡協議会というものがあまして。これは釧路市の私の課が事務局となっております。小学生などを中心に、ウチダザリガニを捕ってゆでて食べたりする活動など、国立公園の適正な保護と整備の促進を進めるために、こどもレンジャーというものをつくりまして、子どもにもそういう環境教育を行おうという取り組みをしております。

### 釧路湿原自然再生協議会の湿原学習のための学校支援ワーキンググループ

こちらが今日のメインだったのですが、釧路湿原自然再生協議会の湿原学習のための学校支援ワーキンググループについて説明いたします。

釧路湿原自然再生協議会は2003年度1月に自然再生推進法が施行されたのを受け、設立されました。こちらは多様な主体となっております。地域住民や大学教授、民間事業者、NPO法人、研究機関、もちろん釧路市も含まれている行政機関と150もの個人および団体で構成されております。各テーマごとに7つの小委員会が設置されておまして、具体的な検討が行われております。

湿原学習のためのワーキンググループということで、ここの一番下には書いていたのですが、こちらは再生普及小委員会というところの中の事業で、2015年に設置されました。事務局は環境省釧路湿原自然保護官事務所です。環境省さん主体となっていただきまして、地域の湿地教育の取り組みが広がっています。

### 情報や学習資料の提供、フィールドと先生の結び付け、湿地教育に関する相談

具体的に3点ご紹介いたします。まず情報や学習資料の提供ということで、ウェブサイトに釧路地域の地図、Googleマップで表示されているんですが、このような表示をしております。その丸ポチをクリックすると、この場所ではこういう環境教育がされているよという活用例がここに掲載されております。これは下にスクロールしていくと、フィールドの様子が画像と解説付きで掲載されております。このヨシは栄養を含む土砂や水が多くあるところに多く見られるが、スゲは水に頻繁に漬かる場所など、ヨシには生育できない場所で多く見られるという。植生がいろいろ分かれています。そういう説明がされております。

2点目としてフィールドと先生の結び付けということで。学年などの条件に合ったフィールドを一緒に考えて、いろいろ提案しているということです。時間がないので駆け足になってしまいます。

次に、湿原を使った授業づくりの支援としまして、学校といろいろ相談し合いながら、湿地教育に関して相談を受けながら、ずっと年間を通して支援事例を紹介したりをしてい

ます。

こういう研究発表ボードを用意して、子どもたちと一緒にフィールドワークをして、子どもたちがここに何を疑問に思ったのか、この疑問を解決するためにどういうことを実験したのかというのを、この A0 の研究発表ボードにいろいろ貼り付けて整理していくということを行っております。

これが実際に小学生が作ったもので、ミゾソバという葉っぱは食べられるのだけれど、どうやったらおいしく食べられるのだろうかというのを実験して。おひたしにして、結果的にはあく抜きすればまあまあおいしく食べられるということ、こういう 1 枚のボードにしていきます。こういうサポートを湿原ワーキンググループで行っております。

## 湿地教育の研究発表会

学校としましては、複数の学校で行っておりますので。今年の 3 月には複数の学校でこういう研究発表ボードを使った子どもたちを集めて研究発表会をしております。この発表ボードを使ったもので、1 カ月前の 9 月 24 日には湿原学習発表会、ラムサール条約釧路会議 30 周年シンポジウムで、釧路地域の 7 校が集まって、湿原学習の発表会を行いました。

最後ちょっと駆け足になったのですが、最後には、釧路ではそれぞれの業務の中で学校教育との連携を進めてきました。管内の自治体を含む教育委員会との連携の枠組みとしては、釧路湿原自然再生協議会の湿原学習のための学校支援ワーキンググループという役割が大きくなっています。今後どのように発展させていくかについて、環境省やさまざまな機関と連携し、推進に向けて協議していく予定となっております。

これで釧路市からの事例報告を終わります。ありがとうございました。(拍手)

笹川：佐藤さん、ありがとうございました。質問ですけれど、今回の報告は、佐藤さんが常日頃から今日の発表内容は頭に入っていたのですか。それとも、この報告をするので調べてみたのでしょうか。

佐藤：調べてみたところもあります。いろいろ材料が大きくなり過ぎて。

笹川：つまり、地域にはいっぱいとりくみがあったことが、この機会にわかったということですね。そこが、大事だった気がします。最初の発表の釧路市の今のもの、とても素晴らしかったと感じました。

それぞれ全ての皆さんのところで、たぶんこういうものは実態としてはあって。今回こういうテーマを設定したので、それが浮かび上がってきたっていうか。大変、元岡さん、いい設定でしたね、このテーマ。決議があったからこういうふうになったという意味では、良い決議の使い方になっているんじゃないかってつくづく思いました。ありがとうございました。

あと、この後の鶴岡市や豊岡市でも出てくると思いますが、大学との連携が、釧路市をはじめ、いま日本各地で展開しているという点も、従来にはない新しい論点でしたね。

それから、食べるという活動も。もともと食料として導入されたものを、どのように食べながら、教育活動に生かしていくのかという論点は、ずっとあるものですが、それも新展開があるように思いました。ウチダザリガニ、ウシガエル、ザリガニなどですね。

では、 続きましては、鶴岡市です。「食べて湿地の環境保全プロジェクト」ということで、ほとりあという施設を中心とした取り組みです。鶴岡市の下本さん、よろしくお願いいたします。

## 2) 鶴岡市「食べて湿地の環境保全プロジェクト ～鶴岡市自然学習交流館ほとりあの取組～」

鶴岡市市民部環境課 主任 下本敬己

本日は貴重なお時間を頂きまして、誠にありがとうございます。山形県鶴岡市役所環境課の下本と申します。よろしくお願いいたします。本日は鶴岡市の自然学習交流館ほとりあで行っております、食べて湿地の環境保全プロジェクトということで事例報告をさせていただこうと思います。

### 鶴岡市の概要と出羽三山、加茂水族館、ユネスコ食文化創造都市

まず鶴岡市の概要でございますが、平成 17 年 10 月、1 市 4 町 1 村が合併しまして出来上がりました。人口は約 11 万 9,000 人。面積は結構広くて、東北一広い面積を有しております。場所は山形県の南西部ということで、日本海に面しているといった状況です。

総合計画のキャッチフレーズとしまして「毎日、おいしい。ここで、暮らしたい。」これを掲げまして、さまざまな取り組みを行っている市というふうになっております。

簡単に鶴岡市の見どころ 3 つご紹介させていただきたいと思っております。今、上に山伏が移っている写真があります。羽黒山というところには羽黒山伏というのがありまして、簡単に行けば山伏が見られるような、そういう文化が残っております。また国宝の羽黒山五重塔とか、出羽三山、こういうものがございます。

2 段目でございますが、加茂水族館です。聞いたことあるかもしれませんが、クラゲの展示種類数で日本一ということです。右のほうには約 1 万匹のミズクラゲが入っている大きな水槽があったりして、神秘的な空間をつくっているということで、多くの観光客の方にお越しいただいております。

一番下の段でございます。庄内藩というのが鶴岡市の前身でございます。酒井家というところが統治しておりましたけども、その酒井忠勝公が入部してから、令和 4 年度で 400 年を迎えました。また、藤沢周平さんという方を聞いたことあるかもしれませんが、『蝉し



ぐれ』だったり、『たそがれ清兵衛』なんかは文学作品ですけども、その方の出身地になっております。海坂藩というのが作品の中に出てきますけども、そのモデルになっているのが庄内藩ということです。藤沢周平さんは鶴岡市出身で、記念館もございます。

鶴岡市の特徴のもう一つとしまして、日本で初めてユネスコ食文化創造都市に認定されました。昔から、先ほどの出羽三山の精進料理や、60種類以上の在来作物というのが残っております。写真のほう、上からだだちゃ豆、焼畑あつみかぶ、そして右側のほうは小さい民田なすと、こういったものがございます。こういったものが今でも60種類以上栽培されていて、皆さんの食のほうにも提供されているということで登録されております。

また、皆さまも地域では当たり前のようにある学校給食、こちらの発祥の地というのが鶴岡市でございます。酒井家の菩提（ぼだい）寺であります大督寺というところにあった小学校、こちらのほうで学校給食を始めたというのが発祥となっております。何かにつけて食に関連した取り組みというのを考えましょうというのが、鶴岡市の特徴となっております。

## 鶴岡市と水の活用

鶴岡市の湿地の環境でございますが、写真の右の下のほうを見ていただきますと、小さくて見えないかもしれませんが、大概が緑色だと思います。鶴岡市の面積の7割が森林ということもありまして、水源地がたくさんあります。そこから流れ出る川が赤川という1級河川でございますけれども、それが米どころの庄内平野を通りまして、庄内浜のほうへ流れていくといったところでございます。

そういうこともございまして、鶴岡市では水の活用としましては、農業分野、米ですね。つや姫とか、はえぬきとか、そういったものがございます。最近は雪若丸なんかも出てきましたけども、米どころでございます。お酒も6つぐらいありまして、地下水なんかを利用しながら酒蔵でお酒のほうを造っております。

学校教育のほうにも、水が豊富な地域でございますので、当然のことながら水に触れることも多いので、副読本のほうも、源流部から流れてきて農業分野がということで、さまざまな学校教育が行われております。体験分野につきましても、農業体験とかありますけど、そういったところでも水に触れるようなことがたくさんございます。

## 大山上池・下池

本市のラムサール条約湿地につきましては、大山上池・下池がございます。こちらは2つ池がございまして、農業用ため池でございます。こちらに野鳥がたくさん来ますよということで、ラムサール湿地に登録されております。

特徴的なのが、写真の池のすぐ近くに、歩いて5メートルもないぐらいのところから住宅地がずらっと並んでいます。なので、市民の方も気軽に行けるような場所というのが特徴になっております。

植生ですけども、これ秋の写真で、ちょっと紅葉が見られると思いますが。夏場はヒシとかハスとかが繁茂しておりまして、ハスの花が夏場きれいに見られます。

## 「ほとりあ」といのち学

今回取り組みを行っております、ほとりあというところがございますが、2012年に庄内自然博物館構想、フィールドミュージアムみたいな感じの構想が立ち上がりました。その学習交流拠点の一つということで開館しております。左下の写真でございますが、子どもが特定外来生物のウシガエルを解剖しています。こちら、いのち学ということで、外来生物のウシガエルがどんな生き物なのかなっていうことを、夏休みなんかを利用して研究してみたり。

ただ解剖するだけじゃなくて、実際には料理にしてみても食べてみるといったことも行っています。

写真下の真ん中でございますが、これは学習発表会を行っております。地元の小学校が1年間通して研究した内容をここで発表してもらったり。あとは大人もサポーターというボランティアがいますけれども、1年間活動した成果をこちらで発表してもらっています。あと湿地の保全活動ということで、小学生から大学生、そして地元の企業さんも協力していただきながら湿地保全活動というのを行っています。

湿地保全活動ですけれども、実際やっている場所というのがラムサール湿地に隣接する都沢湿地。写真で上のほうのピンク色で塗っている場所でございますが、こちらで行っています。ラムサール湿地のほう、範囲が大き過ぎて、ボート遊びなんかはしておりますけれども、なかなか湿地の保全活動みたいなことは外来生物の駆除、植物の駆除ぐらい。なかなかできておりません。なので、都沢湿地というところで行っております。

こちらは、元々は田んぼということで、市のほうで買い取りを行って保全活動を行っております。動物としてはオオヨシキリやノビタキ、そしてツバメとか、あとトンボもたくさん来ておりまして、こちらに卵を産み付けているといったところがございます。植物は、田んぼ、耕作放棄地をイメージしてもらえればと思いますが、ヨシとかマコモといったものがたくさん生育しております。

## 都沢湿地の環境保全活動

この湿地の環境保全の活動の課題、2つございます。1つ目が、湿地の陸地化です。田んぼもそのまま放っておけば乾燥化してきてしまうと思いますけれども。それがどんどん起きてしまいますので、市のほうで草刈りであったり、重機を持ち出して、地元の企業さんに協力してもらいながら重機でかく乱したりしながら。やり方はいろいろ賛否両論ありますが、陸地化を防ぐような取り組みというのが1つございます。

今回の主題でございます外来生物がたくさん出てしまっているというのもございます。ウシガエルとかアメリカザリガニがたくさん食用として持ち込まれたものが、いっぱい増えてしまっているといった状況でございます。

## ウシガエルとザリガニを食べる

ここで、食べて湿地環境保全の取り組みということで。ウシガエルとかアメリカザリガニ、年間約1万個体ぐらい駆除しているといった状況ですけれども。ただ、2012年に駆除を始めたのですが、数多いですね。1万とか単位がすごいのですけれども。ただ殺すだけっていうのは何なんだろうということがあります。また2014年から実は食文化創造都

市に認定された年でもございますが、その辺りから同じ生き物なのだからということで、せめて食べようというところもございました。

そこで、市内の飲食店さんのほうに、捕まえたウシガエルとかザリガニを提供しようという取り組みが始まりました。2014年から2022年まで、アメリカザリガニで大体10万匹ぐらい提供をしてきたといったところでございます。

### ざりっ粉と様々な地域連携～フランス料理屋、ラーメン屋、加工品企業、学校

こういった活動をしていきますと、成果が出てきました。自分たちの意欲もどんどん高まりまして、どんどん駆除していくわけなのですけども。飲食店に提供するには大きいやつしか駄目なんです。この図で見てもらいますと、オレンジのところがだんだん年数とともに増えてきています。小さいやつが増えるんです。小さいやつだと食用の提供がなかなかできない。じゃあどうしようということで考えていきましたところ、先ほど紹介がありました、ざりっ粉というものを作りました。粉末化してしまえば、加工品として使えるんじゃないかということで、ざりっ粉というのも作ってきました。

これによりまして、実は新たな連携が出てきますということで。まんませんべいとありますけども、このまんませんべいというのが市の就労支援所というところで作っていただいております。そのまんませんべいというのがあったのですが、そちらにざりっ粉味というのを作ってもらうということで、関わりが出てきました。その関わりのおかげで、就労支援所の方々がほりあのほうの活動に協力いただけるような流れができました。

あとは、山形県といえば日本ではラーメンの消費量日本一なんですけども、ソウルフードといえば昼飯はラーメンというようなところはありますが。そのラーメンの中にもざりっ粉が活用されるといったところです。

今日実はまんませんべいとざりっ粉を持ってきております。懇親会の場で販売してもいいということです。ぜひお買い求めいただければと思います。どんな味なのかなというところもございますが、1個200円でございます。

これがほりあの取り組みの寄付金ということで扱わせていただいておりますので、ぜひよろしくお祈りいたします。お釣りはないようにお祈りいたします。

こういったことをやっていきますと、ただ駆除するだけではできなかったつながりというのが出てきました。研究教育機関については、元々山形大学でやっていたのですけども、フランス料理屋とか、ラーメン屋とか、飲食店、先ほどの加工品のところで企業さんとか、そういったところの経済社会とのつながりもできましたし。一番顕著だったのは教育関係です。生き物の大切さということを知ること、そういったところで市内だけじゃなくて、県内からも、最近はZoomなんかもそうですけども、問い合わせとか視察に来たりとか、子どもたちが実際に教育に来たりとかいうことが出てまいりました。

今取り組んでいるのが、ザリ卵ということで。ざりっ粉を使ってニワトリに卵を産んでもらって、それがどんなふうないやつになるかなということで研究を進めているといった状況で、ちょっと楽しみにしています。ただ、何にしてもザリガニだけじゃなくて、陸地化を防ぐためにマコモを刈り取りしておりますけども、これも粉末状にしてみたところうぐいす色になって、結構きれいになりました。まんませんべいもマコモ味というのができましたし、パンに入れるとすごくおいしいということで、パンのクリームに混ぜてやっ

たところ、ほとりあの里山マルシェ、食の関連のイベントをやっておりますが、即完売と、人気商品になっています。

### 上池下池の浮草組合と食育

また、大山下池のほうでもハスがあると言いましたが、レンコンが採れます。地元の江戸時代から伝わる世襲制の浮草組合というのがありますが、そっちでやっているのですけれども、今年から地元の保育園のほうで給食に使われて、食育のほうにも活用されるようになってまいりました。

### 食べることを軸とする湿地教育の可能性と全国への呼びかけ

まとめに入ります。鶴岡市の特徴としましたは、やっぱり人と自然の一番のつながりというのは食べることです。今日は何も食べてきていませんよっていう人はたぶんいないと思いますけれども、食べることは当たり前のように私たちの遺伝子の中に組み込まれています。こういった食と絡めた取り組みというのが鶴岡市の特徴でございます。

課題がございます。予算、まずございます。先ほど人口 11 万 9,000 人と言いましたけれども、2~3 年前から 6,000 人ぐらい減っています。それまでは 12 万 5,000 人ぐらいいました。そういったことから、予算の部分がございます。あと後継者不足です。人口も減ってきておりますし、先ほどのレンコンの浮草組合見ましたけれども、数どンドン人が減ってきています。それもラムサール湿地ということで保護ばかりやってきたのですけれども、農業用水だけでも水を抜くなみたいな意見を言われていまして。そのままにしていたところですけども。そうすると、今まで守られてきたのが守られなくなってくると。かばってくる人もなくなってしまうということで、気付いてきたのは活用しなきゃ廃れていってしまいますよといったところで。これを何とか解決しようと取り組んでおります。

最後でございます。今日の提案でございますが、一緒にやってみませんかということで。食べるということと湿地保全、これ組み合わせ、受け入れやすいこれから始まる湿地教育のほうに食べるというものを混ぜてみませんかというところなんです。やっぱり食べるということは親しみやすいというか。私も昨日の夜、炉端焼き食べさせてもらいましたけれども。炉端焼き食べるということは、釧路の海の産物などもございますけれども。ということは、海が豊かなところなのだなど。そうすると、海が豊かなところというのは河川があって、山の環境がいいんだなど。そういうところもつながってきます。

子どもたちも、やっぱり湿地というと、この言葉は私もそうなのですが、あんまりイメージ付かないと思うんです。水環境とかだと今まで親しみやすかったと思いますけれども。その親しみやすさを感じていただくためにも、まずは食べるというところ、ここから始めてみませんかということで、今回の事例報告終わらせていただきたいと思います。ご清聴いただきまして、大変ありがとうございました。(拍手)

### アル・ケッチャーノ～地元の食材を使った食べる湿地教育

笹川：どうもありがとうございました。私もほとりあができる前から鶴岡市にはお邪魔していますが。やはり食べるというのは非常に鶴岡の特長ですね。奥田政行さんという有名なシェフがいますが、鶴岡でアル・ケッチャーノというイタリアンのお店をやっています。

どういう意味ですかって言ったら、アル・ケッチャーノって「あるからね」というような庄内の言葉なんだと。要するに地場のものを使って料理を作っていくってことでもありますけれど。

山形大学の農学部が鶴岡市にあって、そこの連携も一方にあります。それから、ほとりあという施設はそんな大きくないけれども、夏休みに子どもがいっぱい来て、学校の宿題とかでも来て、というふうなことがあって、一つの湿地教育の形をつくっているというふうに感じました。ありがとうございました。改めて拍手をしたいと思います。(拍手)

次に、事例報告3番目ですけれども、豊岡市の兵藤さんです。豊岡市はここに出ているように、ラムサール条約登録湿地は、円山川と周辺水田ということであります。コウノトリ共生課というのがつくられていて、コウノトリを軸に地域づくりをしていくってことでもあります。同時に今度の合併でもって幾つかのところが合流いたしまして。そういうのも含めて環境経済戦略を作っています。要するに、使わないと廃れていくという話がさっきありましたけれども、経済を回しながら保全をしていくという、そういうふうなことでやっておられたところがあります。人々の暮らしとのコウノトリというふうなテーマでやってきたかなと思います。それでは、兵藤さん、よろしくお願いいたします。

### 3) 豊岡市『豊岡ふるさと学習ガイドブック』を使った湿地教育 豊岡市コウノトリ共生部コウノトリ共生課 係長 兵藤未希



豊岡市コウノトリ共生課の兵藤と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。今日は『豊岡ふるさと学習ガイドブック』を使った湿地教育ということで報告をさせていただきます。

まず、この写真は豊岡の町を山頂から撮った写真です。中央を川が流れていて、これが円山川です。この川と湿地と周辺水田がラムサール条約湿地に登録されているところになります。

#### コウノトリ野生復帰の取り組みと

#### 「ふるさと豊岡を愛し、夢の実現に向け挑戦する子どもの育成」

豊岡の市のシンボルというのがコウノトリということになってくるのですけれども、長年私たちの町ではコウノトリの保護増殖、それから野生復帰に取り組んできました。

コウノトリ野生復帰の取り組み。ここにいらっしゃる皆さんはご存じの方も多と思いますので、だいぶ省略いたしますけれども。長年半世紀以上にわたって、コウノトリ野生復帰に取り組んでまいりました。放鳥前後ぐらいからコウノトリが生きられると一緒に、いわゆる環境づくりのために湿地の保全再生とか、農業を変えてコウノトリ育む農法をはじめとする環境創造型農業を推進してきました。そして次世代育成、それから取り組みへの理解ということで、普及啓発施設のコウノトリ文化館、コウノトリ郷公園での普及啓発などを行ってまいりました。

この中のふるさと教育でのコウノトリ学習というところが、今回のお話の中心になってまいります。これがふるさと教育のローカル&グローバル学習のことなのですけれども。豊岡市では2017年度より、「ふるさと豊岡を愛し、夢の実現に向け挑戦する子どもの育成」を実現するという、とよおか教育プランの基本理念に基づいて、ローカル&グローバル学習を実施するということになっております。

### 3つのカリキュラム

この中のカリキュラムが3つありまして、それがふるさと教育、それと英語教育、それからコミュニケーション教育ということになります。私たちが関わっているのはふるさと教育の中のコウノトリの分野での学習ということになっております。

これがふるさと教育の標準カリキュラム、豊岡市の教育委員会が作成したものの抜粋です。目指す子どもの姿像ということで、豊岡の「ひと・もの・こと」のつながりと未来を世界基準で考え、ふるさと豊岡を自分の言葉で語れる子ということを目指して実施しております。

コウノトリの分野については、小学校3年生、それから小学校5年生ということで勉強をしております。

その他の学年では、産業文化、それからジオパークについて学んで、中学3年生で全体的な総括をするというような流れになっております。

コウノトリの分野については、大体標準で各年15時間ずつ学習時間を使うということになっております。過去に聞いたところによると、少し前後はありますけれども、おおむね14時間から17時間ぐらいの中で学習をされているというふうにお聞きしております。

その中で、このふるさと教育の副読本として作成したのが、ふるさと学習のハンドブックなのです。なぜこの3分野だったのかということについては、まずコウノトリと、それからジオと産業と文化。これは豊岡市の暮らしの全てというのか特徴的な地勢だったりとか、それに基づいて生きているコウノトリだったり、ものだったり、それから派生してきた産業であったりということで、いろいろなものがそこでつながっているだろうと。なので、コウノトリとジオの部分と、それから発展して産業・文化、主にかばん産業であったりということを中心やって学習を進めるということになっております。

### 具体的な授業の展開

どのように、じゃあ授業が展開されているかということ、主に私たちが関わっているのはコウノトリの分野ですので、コウノトリについてご説明させていただきますと、大体調べ学習ということが中心になってきています。まずはゲストスピーカーということで、小学

校やコウノトリの郷公園、コウノトリ文化館などを使って、まずは知るということ。それから体験をするということ。小学校3年生では必ず生き物調査をするのですが、学校によっては田植えから稲刈りみたいなことを経験して、体験するということもあります。

そのアウトプットの方法もさまざまなのですが、これはオンラインでの交流の様子です。1 昨年、小山市立下生井小学校とオンラインで、ラムサール条約湿地をテーマにして交流をした時の様子です。

このようにして知ること、体験すること、理解することを繰り返しながら理解してもらおうというふうな流れで、コウノトリの分野では学習をしております。

その中では、やはりもっと体験したいという子が出てきますので、そうすると地域であったりとか、豊岡市が運営をしているところからコウノトリ KIDS クラブだったりとか、そういった関連施設であったりとかが受け皿になって、さらに学びを深めていってもらおうということをしております。

### 関連施設や地域の取り組み

関連施設や地域の取り組みですが、コウノトリ KIDS クラブというのは豊岡市が運営しております、毎年5月ぐらいから3月年度末まで大体年8回ぐらいを定例の活動としています。それ以外にも地域で行う自然観察会であったりとか、自然再生活動みたいなことをされている団体もであったりとか。コウノトリ文化館やハチゴロウの戸島湿地、人工湿地なのですが、そういったところで学んだりとか活動をしたりっていうところの受け皿になつたりしています。

### 高校での取り組み

高校での取り組みも、実はいろいろやっております。左側が市内にある市立高校です。近畿大学附属豊岡高等学校 鶴部（とりぶ）というところですが、主にはここでは部活動での取り組みというのが中心になってきます。

活動内容としては湿地保全活動であったりとか、里山保全、普及啓発であったりとか、近くの土地を借りて、畑を借りて野菜作りをされていたりということもしています。特にその年の部員の興味によって活動の方向性は変わってくるのですが、今年度は主に湿地の中で活動されています。右のほうに湿地の生き物を探せというチラシをご紹介しますが、この鶴部と地元の生協さんが共催していただいて、生き物の調査会というのを実施されています。この秋にも11月3日に第2回目をされると聞いております。

もう一つが高校生によるラムサール湿地調査保全活動ということでご紹介しておりますが、これは豊岡がある但馬地域というところの管内にある高校が参加をしている県の事業ということになります。主には湿地保全の活動や清掃活動、ジオパークの学習などを通して、年数回やりながら高校で学んでいます。ここに参加している高校の中には、探求的な学習ということで、コウノトリとの共生をテーマに学習されているところもあります。

### 大学、大学院での取り組み

さらにもう一つ。兵庫県立大学の大学院地域資源マネジメント研究科というのがあります。

す。大学院のほうでもっと専門的に学習をしているというところもございます。

もう一つご紹介したいのが、芸術文化観光専門職大学。その名のとおり芸術と文化と観光を学ぶ大学です。ここは地域創生実習ということで、自治体が受け入れて地域創生における取り組みについて自ら体験をしながら学習するというような実習があります。自治体が受け入れるということなので、豊岡市も幾つかの課が受け入れておりました、コウノトリ共生課も受け入れております。2年生の第4クォーターなので、1月から3月ごろに実習の実施をしております。

この大学ですが、できてまだ3年目ということで、昨年初めて実習を受け入れました。その時のテーマがコウノトリ野生復帰から考える地域資源の保全と利活用のアイデアを創出してくださいよということで、受け入れました。基本的には自然のことを全く知らない、普段関わらない学生たちなので、かなり一生懸命積極的に授業、実習を受けてくれたのですけれども、出てきた自然体験のイベントの提案というのも面白いものでした。ただ、それが一般的な感覚なのだなというようなことで、私たちの学びにもつながっております。

今年はもう少しテーマを具体化して、同じ世代じゃない野生復帰だったりとか、自然体験だったりとか、保全だったりとか伝えるのはどうしようっていうようなところをテーマにして受け入れを実施する予定にしております。

このような形で、小学校から大学まで、いろんな形でコウノトリであったりとか、豊岡の自然資源を使ったような授業、実習だったりを行っております。

## ふるさと教育導入による変化

ふるさと教育に戻りますが、大正大学の本田裕子教授が、ふるさと教育が導入されて以降、コウノトリの分野でアンケート調査を実施してきていただいています。どのように変わっていかってということで見たものです。小学校5年生へのアンケート調査。それから昨年コウノトリふるさと教育を初めて3年生で学んで、7年間ずっと学習してきた子どもが中学校3年生になりましたので、その中学校3年生にアンケート調査を実施しております。コウノトリって覚えているとか、自然ってどうでしょうみたいなどの調査をされました。

どのように変わってきたかというところ、これは小学校5年生に実施した3年間の結果です。学習前と学習後の意識の変化。コウノトリについて知っていますかというところで、やはり学習後にはよく知っているよっていう層がかなり増えているのがわかります。ただ、中学校3年生になると、この部分が大きく変わってきます。よく知っている層が半減している形になっています。さらには、コウノトリについての取り組みを説明できますかっていうことも、やっぱり減っている。

そして、ここは面白いのですけれども、コウノトリと暮らしていく上で難しいことはありますかっていうことに関しては、小学校5年生、学習後には難しいと感じる子が増えてきている。やはりそこは学習の効果が出てきて、もう少し課題があるんだなっていう認識をする子が増えてきているんだなということを感じます。

一方で中学校になると、やはり少しわからないと逆に答える子が増えているというような状況です。これは中学校、自然に触れたり遊んだりすることは好きですかという質問です。これに関しては、中学校3年生になると、やはりそんなに好きではないっていう子ど

もが増えていく。これは全国的な傾向でもあるのかなとは思いますが、そういったところで中学校になると関心が薄れていくというのが傾向として見て取れるかなと思います。

私たちがこれからしないといけないということは、ここの部分をどう、コウノトリも好きですよ、自然も好きですよっていうことに持っていけるかなってということと。豊かな自然がある暮らしというのが自分ごと、当たり前なんだっていうところに意識を持っていて、豊岡のことをもっと好きになってもらいたいっていうふうに進めていくのが、これからの課題かなと思っております。本日はご清聴ありがとうございました。(拍手)

## 15年間で確実に発展している各自治体での取り組み

笹川：ありがとうございました。豊岡市、小学校の副読本を使った、かなり仕組みを作ってやっているのと、どういうサイクルでやっているかという一歩踏み込んだ報告だったなというふうに思います。それから、県立大の大学院との連携や、今できたばかりの専門職の大学とのつながりというようなことも含めて。それから、さらに思春期から青年期に差し掛かると関心が広がるから、相対的に地元のことは弱くなるというのはどこでもある傾向だと思います。それがずっとよそに行っていて、また戻ってくるという人も豊岡でもいろいろいらっしゃるようなので、そういうところの分析も今後大事なんだろうなというふうに思ったりもします。

総じて、3つの報告をいただきましたけれども、私も学習・交流会第1回からずっと参加しています。コロナ禍で1回休みがあるので15年経っているのですが、15年間で随分底上げがされていると、いい意味で思います。15年前というのは、なかなかこういう感じの報告でそんなにたくさん出てくるという感じではなかったです。

決議のことにも絡みますけれども、日本は少なくとも江戸時代から300年以上、400年ぐらい地方分権的な要素が非常に強いので、江戸時代は言うまでもなく全部独立採算です。そういうところで地方自治体、いろいろ課題はあるけれども、しっかりそういう底力というのはあるのだなと思いました。それをベースにしながら、ラムサールになったからやらなきゃいけないんだというよりは、ラムサール条約登録湿地というものを地域の文脈に取り込みながら、地域のいろんな多面的な発展、それから人が育つというところにかなり地域ごとに個性的に展開されているのではないかなということを感じながら、聞きました。3人の方、どうもありがとうございました。

これからちょっと休憩を入れたいと思います。

## 5. グループワーク報告

笹川：では、1班の人、持ち時間2分なので、よろしくお願いします。

### 地域団体と行政機関がガッツリ組むと 学校も含めた湿地教育の中心部分まで行く

1班：浜中町・久野、南三陸町・及川、新潟市・成田、美祢市・山根、鹿島市・中村、出水市・堀

山根：では、1班の説明をいたします。1班の議論をまとめた表、こういう形になりました。最初は「フォーマル」、それぞれここにある色から、まず外側をはめていって。1個1個、「じゃあこれはどんな連携しているかしら」という形で、どんどん中心に行けるかな？みたいな形で話をしました。

そういうことをやっている中で思ったのが、「フォーマル」と「ノンフォーマル」の境が難しいのかなと思いました。学校主体のものはフォーマルでいいのしょうけれど、教育委員会主催で学校とやっているものはノンフォーマルという話で。

いろいろと貼っていてわかったのが、児童、生徒、そして高校生、大学生といったいわゆる学生さんまでの教育が多くて、一般の方向けの教育っていうのが意外に少ないんだねってことです。

また、こうやって貼っていくと、ノンフォーマルなものというのが単独のものが結構多かったのですが、行政主体というかノンフォーマルな場所が主体になってくると、他のところと連携は難しいのかなとも思いました。

あとは、地域団体がちゃんとガッツリ絡むと、一気に中心まで行く。中心に行くことが素晴らしいということじゃないのかもしれませんが、地域団体ってものがちゃんとあるところは真ん中に集まりやすいのだなと思いました。行政機関がガッツリ掲げることが多いのかなという感想を得ました。

言葉の定義と合っているかどうか不安がありますが、1班としてはこういうことを思ったということです。

笹川：ありがとうございます。6班の人、今の発表に質問とかコメントを下さい。

屋久島町・佐々：自分の発表でいっぱいいっぱい。フォーマル・エデュケーションと、3つあると思うのですが。1班見たら真ん中が結構多いように見えるのですが、どうやったらそうできるのかなと思って。努力しているところとかあったら教えてもらえれば。

笹川：では、答えをどうぞ、今の質問に。

山根：協議会を立ち上げているものであったり、NPO主体のものであったりすると、そういうところは学校に声掛けをしたりとか。

あとは、特に教育委員会とかそういうところ、市の施設、行政の施設を利活用して、地域の団体が絡んで来て、学生さんがやって来るみたいな、そういうものが中に集まっているという感じです。

笹川：ありがとうございます。じゃあ、最後に1班の方、全員名前と所属の自治体等を言

ってください。

中村：佐賀県鹿島市、鹿島市役所から参りました中村といいます。ありがとうございます。

及川：宮城県南三陸町自然環境活用センターの及川です。よろしくお願いします。

久野：北海道浜中町商工観光課の久野です。

成田：新潟県環境政策課の成田です。

堀：鹿児島県出水市のツル博物館の堀です。よろしくお願いします。

山根：発表者の私、山口県美祢市教育委員会文化財保護課の山根です。ありがとうございました。

笹川：1班の人どうもありがとうございます。続いて2班の方、どうぞ全員前に。



## いろんな主体が重なって連携しているものというのがいい取り組み

2班：厚岸町・澁谷（欠席）、南三陸町・阿部、名古屋市・渡部、佐賀市・金ヶ江、石垣市・上地、環境省・境

阿部：それでは2班の発表をします。2班では、それぞれ書いてきた紙を、それぞれの重なりを検討しながら貼っていった後に、それぞれの方々のイチオシの取り組みというのを1つか2つ紹介していただくっていうのをやりました。そうすると、皆さんやっぱりフォーマルとインフォーマル、ノンフォーマルが重なった中心に載っているものの紹介をする

ケースが多くて。そういういろんな主体が重なって連携しているものというのがいい取り組みとして認識されているのだろうなっていう、いい学習なのだろうなっていうのが見えてきています。

### **拠点となる施設なり組織があることで、三者の重なりも促進される**

もう一つ、拠点となる施設なり組織があることで、そういった重なりも促進される。さらに感情だとか日常、生活というふうに私たちは言いましたけども、そういったものが重なり合う、そういうものをサポートするような役割を拠点の施設あるいは組織が果たしているのだろうなということも見えてきました。あとは、高等教育、高校なり大学があると広がりが増すよねという話も出ています。

大事なものとしては、日常、生活の中に湿地の恵みなり学びというのを落とし込んでいくことで、自分事としてまた学びがあって。感情的にも、あとは学びを提供する側と受け取る側の積極性というの、同じ方向に向いて重なり合っていくんだらうなっていう。そういったものが中心のもの、いろんな連携が果たされている取り組みに反映されている。そういう取り組みがいい取り組みとして、今後継続して広がっていくのだろうなっていう結論です。

**笹川**：ありがとうございます。では、1班の方、何かコメント下さい。今の人の報告に対して。

**美祢市・山根**：ほっとして、途中から聞いたとこなんですけど。近くで見えていいですか。貼る時に、これはフォーマルかしらノンフォーマルかしら、これはインフォーマルだろうかという、まずその定義とかで結構議論がありましたか。

**阿部**：はい。特にノンフォーマルとインフォーマルの違いは難しいなというのもありましたし、無理に分ける必要もないのかなという話にはなりました。重なり合っている部分がかかり強いので。どこが主体かっていうのもありますけれども、参加している人たちが重なっているというものが多いため、無理に分ける必要はないのかなというふうには話し合いました。

**笹川**：ありがとうございます。では、所属と名前をお願いします。

**上地**：沖縄県石垣市から来ました、環境課の上地と申します。お疲れさまでした。

**境**：環境省釧路湿原自然保護官事務所の境です。ありがとうございます。

**渡部**：名古屋市環境企画課の渡部です。ありがとうございます。

**金ヶ江**：佐賀市環境政策課の金ヶ江です。今日はありがとうございます。

**阿部**：宮城県の南三陸ネイチャーセンターの阿部拓三です。ありがとうございます。

**笹川**：ありがとうございます。では続いて3班の人、お願いします。



沖縄から北海道まで

地域資源や得意分野を生かした、様々な市町村の取り組みがある

3班：根室市・千葉、鶴岡市・下本、豊岡市・坂本、那覇市・大嶺、環境省・安田、ラムサールセンター・北本

千葉：それでは3班の発表をします。まずいろいろ皆さんの各市町村さんの取り組みを説明していただきながら、それぞれどこに当てはまるのかというのをやっているうちに、時間が迫ってきまして。最後のほうは駆け足で概要だけ説明して貼るといような、ちょっと急ぎで作ってしまったので、なかなかまとまり切れなかった部分がありました。

その中でも、こちらの班には北海道から南は沖縄の方もいらっしゃったので、さまざまな市町村の取り組みがあるというのが、まずわかりました。その中で、それぞれの地域性、自治体の得意分野や地域資源を活用しているような取り組みが多く出てきました。

その中で、自治体、行政側が主導になって動くものの他にも、民間であったり市民団体だったり独自に動いて、教育の部分で取り組んでいるものの中にはありました。そういった部分をここで洗い出せたということは、皆さん各市町村の今まで知らなかった部分に気付けたという共通の思いがありました。

## 動物分野から入る湿地教育も1つのアピール方法

あと、これは世間話の中で出てきたのですけれども、「湿地教育」となるとどうしても地味だよねっていうような話が出まして。湿地というどうしても色が無いというか、おじいちゃん、おばあちゃんが好きそうな場所というようなイメージがちょっとあるので。湿地教育についてコウノトリとか、ザリガニ、あと私、根室市なのですが、野鳥ということで、動物の部分から入るのもいいんじゃないかという意見も出ました。以上です。

笹川：ありがとうございました。では、2班のどなたか、今の3班の報告についてコメントをお願いします。

南三陸町・阿部：真ん中の3者が重なっている部分が、これは1枚ということですか。3つが重なっているものが少ないような気がするのですけれど、かなり厳選して選んだということですか。

千葉：そうですね。明確に分かれるものというような形でやっただけと言いたいのですが、時間がなかったということで分け切れなかった部分もあります。

笹川：ちなみに真ん中にあるのは何ですか。

## ザリガニ釣り体験を中心に据えた

### 地域・自治体の施設、企業、学校が協力する取り組み

千葉：ザリガニ釣り体験です。これは企業さん、ソニーさんが行っている一般の方向けのザリガニ体験ということで。ザリガニ釣りを体験しながら、外来生物を学ぶというような形。

笹川：学校も絡んでですか。

千葉：はい、学校のほうも。補足をお願いします。

下本：ぱっと急ぎでやったもので。一応学校も絡んでいまして、子どもたち向け、絡んで学校もやっています。ソニーさんという企業が主体となってやっただけで。施設としてはほとりあ、「鶴岡市自然学習交流館ほとりあ」ということで協力しているところもあります。学校と施設と企業が関わっていますよということで真ん中に入ったということです。

笹川：正真正銘のど真ん中とこういうことですね。

下本：ただ、別に真ん中がいいわけじゃなくて、分かれているところもそれぞれ特徴もあって、それはそれで素晴らしい取り組みだったなという感想がございました。

笹川：ありがとうございます。それではお名前と所属を教えてください。

北本：ラムサールセンター事務局の北本です。

下本：山形県鶴岡市から参りました下本です。

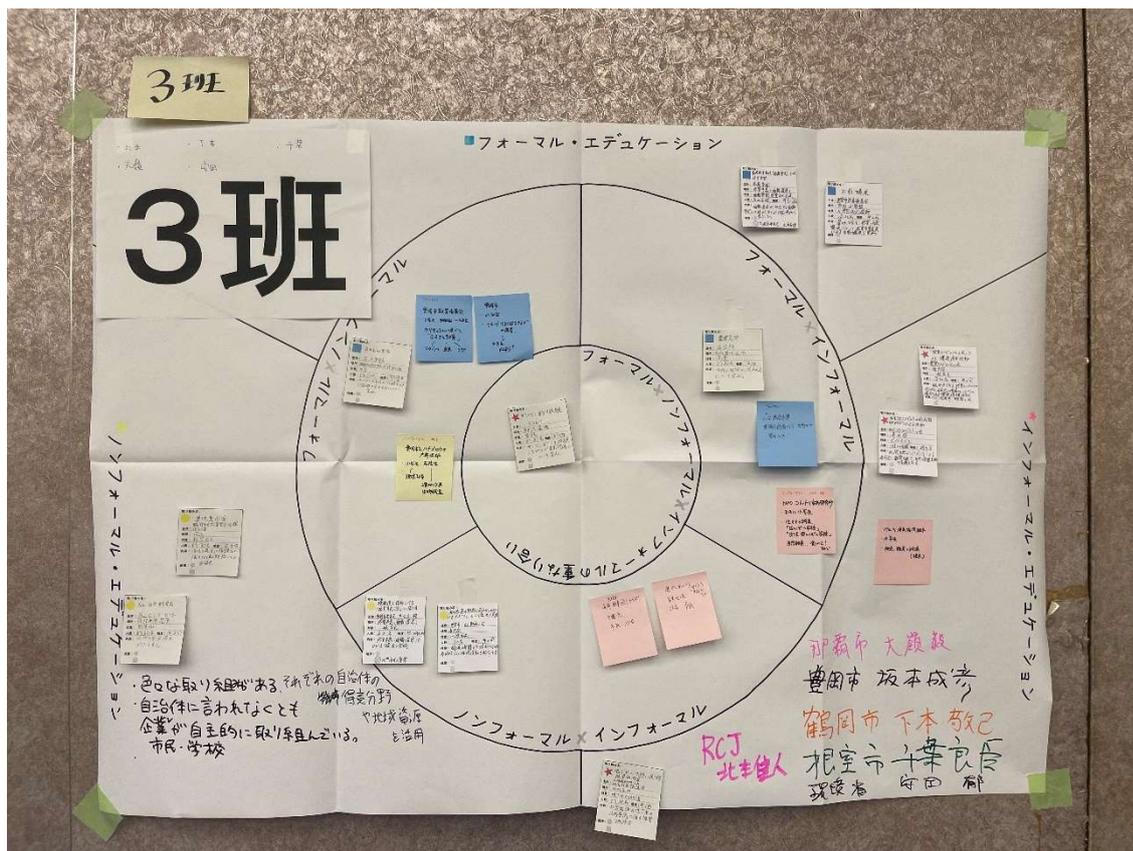
安田：環境省釧路事務所の安田です。

坂本：兵庫県豊岡市コウノトリ共生部の坂本です。

大嶺：沖縄県那覇市環境保全課の大嶺です。

千葉：北海道根室市の千葉です。今日はありがとうございました。

笹川：ありがとうございました。時間が押していますが、この報告はもう交流会が始まっているというふうに理解していただければと思います。では4班の方、どうぞ前に。



決議の用語が難しいけど、具体的なものに注目するとわかりやすくなる

4班：三沢市・長峯、栃木市・海老沼、豊岡市・兵藤、松江市・余村、荒尾市・大園

大園：では、4班の発表をさせてもらいます。早く交流会へ移りたいのですが、ちょっと聞いてください。4班の場合、まずこの言葉の難しさが一番に出了ました。わかりにくい。

笹川：それ僕のせいじゃないので。条約事務局に言ってください。

大園：事前に送ってきた資料にものすごい文章が書いてあるものですから。だから何なんだというような意見もありましたけど。

笹川：あれは後ろだけ読んでいただくと、具体的にはこういうことですよと書いてあります。

行政だけで進めるのではなく、地域の人たちがその気になることが大事

大園：わかってももらえればそれでいいんです。結論だけ言います。結論としては、やはりどうしても行政が絡んでくるのですよね、どこの班も一緒だと思うのですけれど。それではいけない。何でか？その場所を守るには、やっぱり地域の方々がその気になって、必要なんだ、大事なんだっていうのを気付いていく、それを支えるのが行政の役割じゃないかということで、うちの班はまとまりました。

地域の人たちがその気になる、それに向かって準備するにはやっぱりどうしても行政が絡んでいかなければいけない。そのうちには行政の手から離れるようになってほしいと思

ますが、そこまでは頑張らんといかんだらうなということで話がまとまったわけです。

笹川：では、コメントを頂きましょう。3班の方。どなたでも。

根室市・千葉：話をしている中で、それぞれの皆さんの主たる意見というか、取り組みがあったかと思うのですけれど。その中で特に印象に残った取り組みはどのような取り組みでしょうか。

大園：よその班もあるのですが、学校教育の中で取り組んでくるというのは、まずは行政としてやっていけば、小さい人がだんだんと大きくなるわけですから。さっき説明もありましたように、年齢的なものでどうしても距離が離れる場合の年齢層がありますけれども。しかしそれが大人になれば、あの時こういう話があったんだとか思い出す日が来ると思うんです。ですからどうしても学校教育で、学年は別として、その授業の一環として進めてもらえれば、まず一番の近道じゃないかなと思います。これで、よろしいでしょうか。

千葉：ありがとうございます。

大園：熊本から来ました、荒尾干潟水鳥・湿地センターの大園と言います。北海道がこんなに早く日が暮れるとは思いませんでした。九州とは1時間とちょっと違います。

長峯：青森県三沢市の長峯と申します。よろしくお願ひします。

余村：島根県松江市役所の環境エネルギー部の余村と言います。よろしくお願ひいたします。

海老沼：栃木市渡良瀬遊水地課の海老沼です。

兵藤：兵庫県豊岡市コウノトリ共生課の兵藤です。ありがとうございました。



笹川：ではあと2つですね。5班の方、どうぞ前へ。

## 地元出身ではない学校の先生向けの研修が必要なのではないか？

5班：大崎市・三宅、栃木市・館野、荒尾市・福本、環境省・酒井、釧路市・佐藤

三宅：では5班の説明をいたします。

笹川：「ごはん」って言ったらおなかがすいてきましたね。

三宅：大崎市は米どころですから。さて私たちの班では、たくさんあるところではなくて、むしろないところに目を付けました。というのも、隣の班はちょっと多いなと思ったのです

うちはフォーマル・エデュケーションのところは1件だけになっているのです。というのも、これってというのは、学校だけで完結しているような取り組みがないんじゃないかということです。純粋なフォーマル・エデュケーションだけで取り組んでいるところというのはなくて、学校と地域との結び付きが薄いからなんじゃないかということです。やはり先生が異動してしまったり、先生たちも忙しかったり、地元出身者じゃない人たちが学校の先生になるという機会も多くて、なかなか地元のことを知らないということがあつた。

その中で、先ほど4班の話にもありましたが、学校教育を進めていってもらって、フォーマルで範囲がでかいので。そんなことを進めていくためには、やっぱり先生たち向けの研修会みたいなものをしていくことで、このフォーマル・エデュケーションで進んでいくものが増えていくといいのではないかなという話がありました。

もう一つは、逆にノンフォーマルとインフォーマルのところが多いということです。ノンフォーマルであると、この行政というのが、私たちがいわゆる民間団体、企業だとか、そういったところとの結び付きはやはり強い。そういったところがさまざまな主体と関連しながら取り組みを実施していくことによって、より強固な湿地教育というのができていくと、より良いものができていくのではないかなという話になりました。ありがとうございました。

笹川：4班さん、意見・感想をよろしくお願ひいたします。

荒尾市・大園：うちは集中してない部分もあるんですけど、5班は順調にっていますよね。最終的に、どこを一番力入れたらうまくいくかという意味で質問をしたいですけど。

三宅：その議論はうちの班の中ではなかったのですが。勝手にしゃべると、やはりなかなか学校教育から始まることはないというところで。こういった環境教育、湿地教育とかというの、やはり行政が主導になって最初始めていったことが多いであろうという話もありました。

その中で、先ほど4班の方の話にもありましたが、学校教育が自立した形で、行政だとか他の団体からの手を離れて、全小中学生がフォーマル・エデュケーションの中で受けることができればいいなと私自身は思っています。ありがとうございます。

笹川：ありがとうございます。

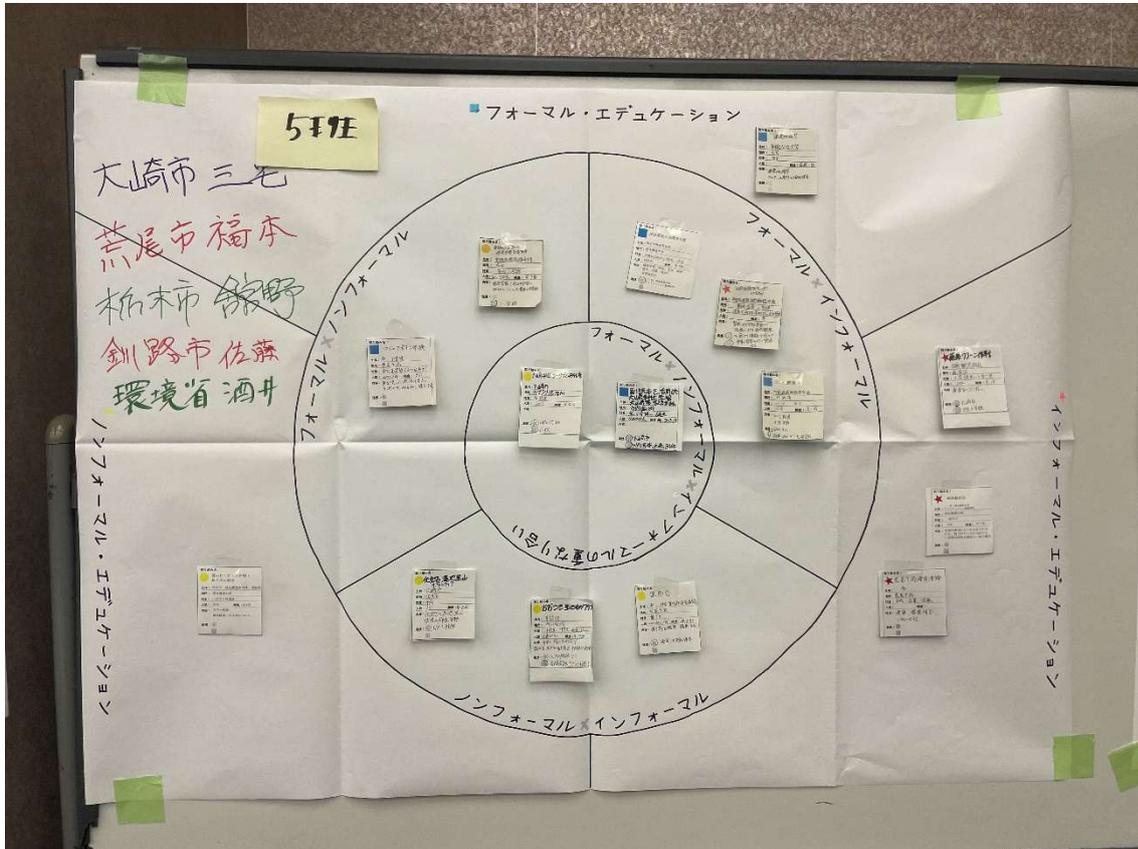
三宅：宮城県大崎市役所の農政企画課の三宅と申します。ありがとうございました。

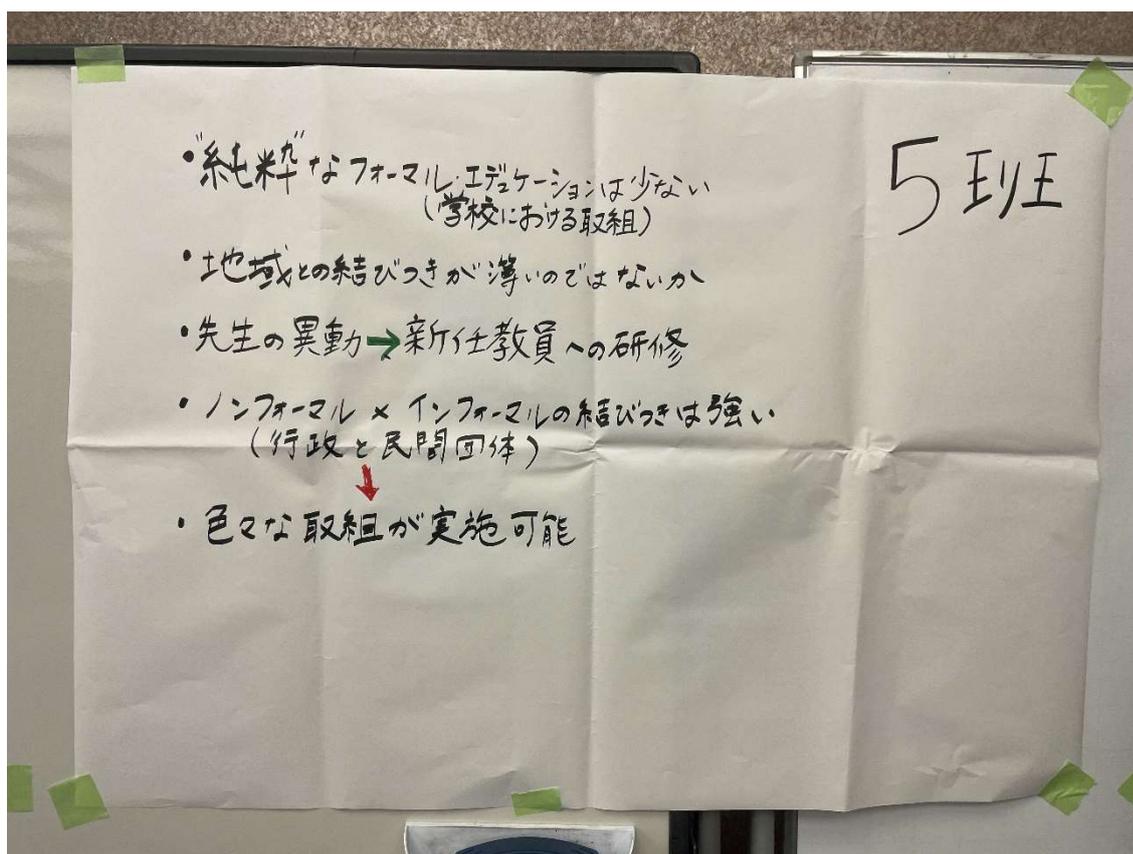
福本：熊本県から来ました、荒尾市環境保全課の福本です。よろしくお願ひいたします。

館野：栃木市渡良瀬遊水地課の館野と申します。よろしくお願いします。

佐藤：釧路市環境保全課の佐藤です。本日は皆さまお越しいただきありがとうございました。

酒井：環境省自然環境局野生生物課の酒井です。本日はどうもありがとうございました。





笹川：どうもありがとうございました。では、ラスト、大トリで6班の方、お願いします。

### 学校との連携が難しい

6班：南三陸町・遠藤、小山市・平林、廿日市市・鎌田、屋久島町・佐々、環境省・中澤、釧路市・元岡

佐々：6班の発表をします。まず皆さんに用意してもらったのを。自分たちの感覚でどんどん貼りました。そして、「フォーマル×ノンフォーマル」というところが少ないという話しになって、やっぱり学校教育との連携が難しいということになりました。

その中で、フォーマルが少ない理由は、学校からの提案が少ない。学校との連携が不足しているという点にあるということになりました。

「担当の個人個人で熱意が違ったりする」「行政側からネタを提供する必要があるんじゃないか」というところ。「学校との連携、かつ地域間での連携が難しい」ということが話されました。

### 環境省・林野庁・文部科学省などが出している賞の活用と親からのサポート

それから、フォーマル・エデュケーションというところを強化する必要があるという話にもなりました。その時にどうすればいいか？こちらは中澤さんからだったのですけれども、環境省、林野庁、文部科学省で賞を出しているのです、そういう賞に出して実績をつく

ったりして、学校側にやる気を出してもらうのはどうか。あと、ノンフォーマルとインフォーマルのところですが、ここを強化することで、PTAのほうからとか、親御さんのほうからフォーマル・エデュケーションというところに力を入れてもらうというのを訴えてもらって評価をしていただくという意見も出ました。以上です。

笹川：ありがとうございました。では、5班の方、どなたかコメントをお願いします。

大崎市・三宅：ありがとうございました。コメントとしては、やはりフォーマル・エデュケーションについて、どうやって一般行政が手を離しても同時にできるようにするかというところが課題なのかなと思いつながら聞いていました。そのために学校への働きかけ方を工夫していく、この次のラムサール COP に向けて、そういう取り組みをしていくと面白いのかなと思いました。ありがとうございました。

佐々：屋久島町の佐々です。ありがとうございました。

平林：小山市自然共生課、平林です。ありがとうございました。

遠藤：宮城県南三陸町自然環境活用センターの遠藤です。ありがとうございました。

元岡：釧路市の元岡です。ありがとうございました。

鎌田：広島県廿日市市の生活環境課の鎌田です。ありがとうございました。

中澤：環境省野生生物課の中澤でございます。ありがとうございます。



**湿地教育の取り組みが多様に、沢山あることが確認できたことは大きな成果**

どうもありがとうございました。これで全ての発表は終わりましたが、皆さんどうでしたか？グループワーク面白かったですか。釧路市の元岡さん、どうですか？

元岡：はい。他の自治体はどういうことを書いているのかとかがよくわかって面白かったです。

笹川：ありがとうございました。こういうグループワークは展開が予想できないのですが、皆さんエキスパートですから、いっぱいいろんな事例が出てきました。皆さん一人一人がお話しされて、他の人のところも聞いて。「湿地教育」をテーマに3年間、学習・交流会をやっていこうという1年目としては、なかなか面白かったんじゃないかと、私は感じています。

まず、ともかくたくさん事例があるんだっていうことがわかった。角度もそれぞれだし、低学年から大学院生というのものもあるし、インフォーマルでさっきもソニーのような企業名も出ましたし。役所がいろんな形で関わっていることがわかりました。ここではノンフォーマルというふうに言いましたけれども、そういうのもほんとにたくさんある。それがどういうふうに絡み合っているのか、それについても1個1個ケーススタディーをやったら長い論文が書けそうなぐらいの材料の蓄積はあるということがわかった、そう思いました。そういう意味では、ほんとに大きな成果がえられたグループワークだったと思います。

そのうえで、来年に向けての課題ですが、これらをどうやって整理するのかということだと思います。ここは、元岡さんはじめ釧路市の方々やこのセッションの日本国際湿地保全連合の方々、またこれまでこの学習交流会にかかわってこられた方々と相談しながら整理していくことになるかと思えます。そして、来年度の学習交流会で明らかにしたいことをご提案することになるかと思えます。

**日本なりの用語法を考えていくことも大事**

その際、言葉の問題にひと言ふれておきたいと思えます。今回、フォーマル云々というコトバを使っているのは、ラムサール COP の決議がそうになっているからだということをご理解いただきたいと思います。だから、来年に向けては、少し、言葉の工夫をする必要があるかな？と感じています。例えば、学校での湿地教育育についても、「wetland education in school」「学校での湿地教育」という風に言い直すとか。「フォーマル・エデュケーション」というコトバにはその使い方があります。卒業資格認定、学位認定とかというのがないと、フォーマル・エデュケーションと呼ばないんですね、一般的には。ただ、決議の文言には「school and educational institutions」という表現もあるので、ラムサール条約の加盟国には発展途上国も多く学校の普及が十分でないところもあるのでこういう表現になったのかなとも思えます。

**日本における「湿地教育」の構造を考えていくと整理しやすくなる**

そういうことを考えると、日本という国では、この決議を受けながら、①高等教育機関もふくむ学校や保育園での湿地教育、②地域で行われる湿地教育、③様々な行政機関や教育施設が関与する湿地教育、という風に分類する、これが日本での用語法ですよという合意形成をしていくというのも意義深いのではないかと思います。そして、①②③の相互協力関係を見ていく、発展させていく。そういう方が実践的であるし、それを踏まえて、次回のラムサール COP に持って行く。サイドイベントを環境省などと協力しながら市町村会議が開催する。それが、学校を含むありとあらゆる場所で「湿地教育」を展開していきましようという決議の精神に合致しているのではない方と思いますが、いかがでしょうか？

繰り返しになりますが、日本には湿地教育の実践がたくさんあるということ、そしてそれらがお互いに連携し合っているということが、今日、あらためて確認されたと思います。それに確信が持てた。日本には「フォーマル・エデュケーション」も含めて、高等教育まで含めてたくさん実践があるのだからということには確信が持てた。それをベースにしながら、各国から学んでいく、よいものを取り入れていく、またいろんな国に日本のノウハウを伝えていく、そういうことが方向性として見えつつある、そんなふうには思えてきました。

### **地域の取り組みが基盤であることが確かめられた**

そして、そうしたことは、地域のインフォーマルのベースでずっと支えられてきている。と同時に、教育委員会行政も含めて地方自治体が関与することで、連携が図られ、強化されてきている。鶴岡市の話も出ましたが、そういうベースがあって企業との連携もできている。そういう地方自治体の役割の大きさも改めて確認できたと思います。以上です。

### **短時間で集中的にグループワークができた**

元岡：皆さん、すごく短い時間で、各班とも、あれだけまとめていただいて、ほんとにありがとうございます。実はこの学習・交流会自体は例年2日目に丸1日かけてやるイベントなんですよね、毎年出ていただいている方はご存じだと思うんですけども。ただ、釧路は遠方なので、お帰りのこともあって、今回はぎゅっとまとめた次第です。そのなかで、皆さん集中してディスカッションしていただけて、感謝しています。

### **まとめの方法はこれからの課題～第一歩は踏み出せた**

皆さんに出していただいた事例や論点を、今後どんなふうにもまとめていけるかっていうか点は、いま、ご提案もありましたが、これからの課題です。事例をたくさん頂きましたので、それを今日はああいう形で飾っておりますけれども、1回全部整理をしたいと思えます。どういう重なりがあるのか、それからどんなフォーマルがあって、どんな重なりの中で工夫されているのかっていうのを少し取りまとめが必要かなっていうふうに思っています。またそれを皆さんにフィードバックして、今日交流会とかでこういった事例を非常に参考になったとか、あとはうちの副読本でこういうところもしてみようかなとか、そういった次のステップへのヒントになればいいかなというふうに思っております。

来年の取り組みの方法につきましては、また今年参加されなかった方々もたぶん参加してくることを踏まえて、酒井さんとも、笹川先生ともお話ししながら来年の学習・交流会

については検討していきたいと思えます。どうも皆さんありがとうございました。

笹川：元岡さん、ありがとうございました。それでは私の仕切りはここまでにして、最後に1つ事務連絡があります。

## 7. 市町村会議 HP について 日本国際湿地保全連合 朴 惠真

日本国際湿地保全連合の朴と申します。本日は長時間にわたり、大変お疲れさまでした。最後に1点だけラムサール条約登録湿地関係市町村会議の公式ホームページについてご案内させていただきます。

今回、学習・交流会のためにたくさんの湿地教育の事例を集めていただいて、調べていただいて、またそれをグループワークの中で共有していただきました。

せっかく調べていただいた情報を、より広く共有していただきたいと思っております。その際に、ぜひ市町村会議の公式ホームページを活用してください。

実は先日、市町村会議のホームページが少し新しくなりました。ホームページの管理を容易にするために、管理者ページを改良する中で、見た目も少しリニューアルした感じですが、内容はほとんど変わりありません。

ただ、その中で1つ既存のお知らせページというのがあったのですが、それを情報広場と変更しました。そして、その中にお知らせ、イベント、事例共有、3つのカテゴリから選んで投稿できるようになりました。ご存じの方もいらっしゃると思うのですが、このページは各市町村ごとに付与されているユーザーIDでログインして、皆さまご自身で記事を作成して投稿することができるようになっております。湿地教育の事例と、もしくは今後予定されているものなどを、ぜひこの情報広場に共有してください。もちろん、他のラムサール条約およびラムサール湿地に関するイベントやお知らせを掲載していただくことも大歓迎です。

ただし、ログイン画面のURLが変更されましたので、改めてIDとパスワードといったアクセス情報と作成のマニュアルを添えた案内のメールを今月中に送付させていただく予定です。よろしくお願いいたします。以上です。

## 8. 閉会

佐々木：どうもありがとうございました。長時間にわたり本当にありがとうございました。皆さまのご助力があり、すごく楽しそうに議論も弾んでいたかなと思えます。ここまでのコーディネーターを引き受けていただいた笹川さんに、皆さんで大きな拍手を頂ければと思います。どうもありがとうございました。(拍手)

司会・石原：皆さん、本当に大変お疲れさまでした。笹川先生、どうもありがとうございました。長時間にわたりまして本日はどうもありがとうございました。それではこれで締めさせていただきます。どうも本当にありがとうございました。



### Ⅲ. 資料

ラムサール条約登録湿地関係市町村会議 第14回学習・交流会

#### グループワークのための事例記入用紙における

「インフォーマル・エデュケーション」「ノンフォーマル・エデュケーション」「フォーマル・エデュケーション」についての説明

コーディネーター 笹川孝一

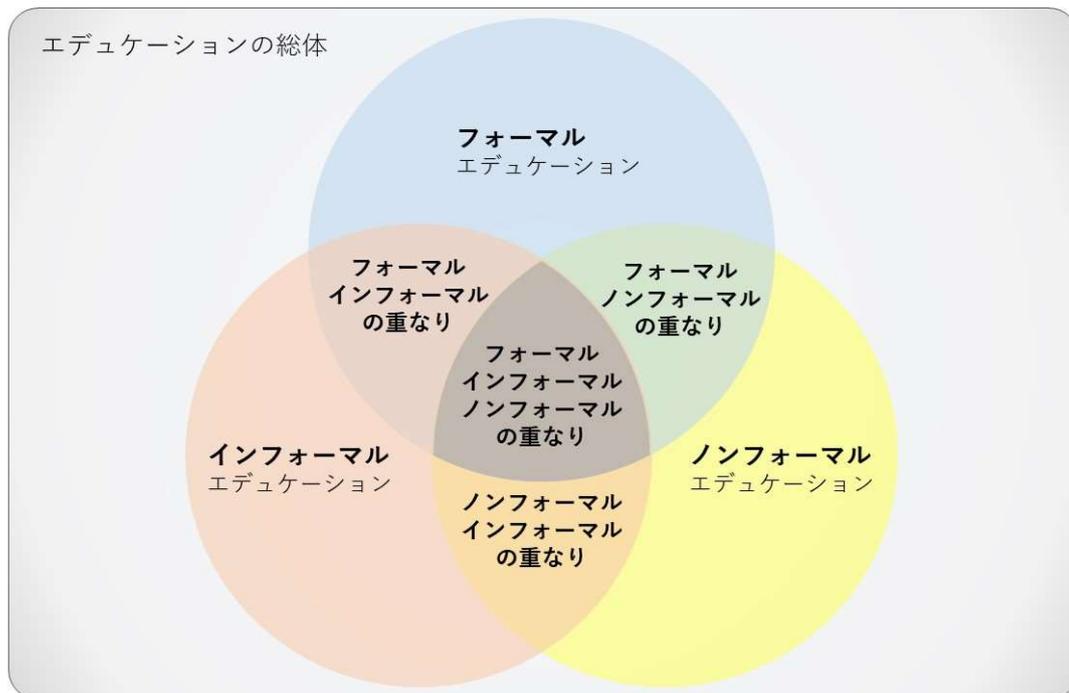
#### 1. 「インフォーマル・エデュケーション」「ノンフォーマル・エデュケーション」「フォーマル・エデュケーション」という考え方と意味

ラムサール条約第14回締約国会議（COP14）における湿地教育に関する決議では、「フォーマル・エデュケーション（Formal Education）」というコトバが使われています。

この言葉は、日本ではあまりなじみがない言葉ですが、決議で使われている言葉なので、関連の「ノンフォーマル・エデュケーション」「フォーマル・エデュケーション」と併せて、以下、説明します。

結論を言えば、次の4点が大切です。

- ・「フォーマル・エデュケーション」は、近代学校における教育活動やシステムを指す言葉。公権力が関与する「公教育（public education）」の根幹をなすものですが、公教育とイコールではありません。
- ・「インフォーマル・エデュケーション」は、広く国民・住民の間で行われている様々な教育プログラムで、近代社会以前から営々と続いてきた、教育活動の基盤を成すものです。
- ・「ノンフォーマル・エデュケーション」は、地域の教育活動をサポートする役割を果たす、地方自治体などの公権力が関与する教育プログラムですが、卒業資格、学位を付与するものではない点に、「フォーマル・エデュケーション」との違いがあります。そして、「フォーマル・エデュケーション」と一体になって、公教育を形成しています。
- ・社会全体での現実の教育活動、「生涯学習」あるいは「生涯学習体系」は、以上述べた、3つの形式の教育活動、すなわち、フォーマル、インフォーマル、ノンフォーマルの住み分けと協力で成り立っています。



詳しい説明は、少し込み入っていますが参考にして下さい。

《参考》

① 「フォーマル・エデュケーション」は近代学校における教育を指す言葉

この言葉は革命後のフランスで、フランス国民を作るために国家が関与する「公教育制度を作る」ことを意図して、公教育学校を法制度化したことを基盤としています。

それは、読み書き能力や広い視野と教養をもったフランス国民を育てるために、カリキュラム整備、継続的な授業、単位認定と卒業資格（学位）付与などを条件とするものです。

日本では、明治5（1872）年に始まり、いくつかの変革を経ながら今日まで続く学校制度です。

② 「インフォーマル・エデュケーション」は広く国民、住民の間で行われている様々な教育プログラム

近代学校制度が整う前から、人間の生活のある場所では様々な教育活動が行われてきました。家庭や地域社会、企業やNPO、財団、多様な任意団体などが行っている教育活動です。

この教育活動は、多様であり、その中から「市民の科学」「市民の芸術」などが展開し、学校（フォーマル・エデュケーション）に影響を与えてきています。ですから、教育活動という点でいえば、こちらの方が歴史も古いもので、セミナー修了書などを独自に出すところもあり、教育活動の母体ともいえるものです。

ただ、小学校卒業、中学校卒業、高校卒業…大学卒業、大学院修了などの卒業認定資格（学位など）を付与する仕組みにはなっていません。だからと言って、「フォーマルが上位でインフォーマルはとるに足らないものだ」と

いうことではありません。

**③ 「ノンフォーマル・エデュケーション」は、地域の教育活動を促進する役割を果たす**

ノンフォーマル・エデュケーションという考え方は、フォーマルとインフォーマルの中間に位置するもので、歴史的には、とくにフォーマルを補完するものという側面を強く持ってきました。

しかし、現代の日本のように学校制度が整備され、教育基本法で「生涯学習」を上位概念に据えてその下に「学校教育」や「社会教育」などを位置付けている環境においては、意味合いが変わってきました。

成熟社会という現在の「先進国」においては、法的な裏付けのある公民館（市民館）、図書館、博物館（植物園・動物園・水族館をふくむ）公共的な教育施設や、各省庁がもっている多様な教育施設、あるいは都道府県や市区町村がかかわる住民を対象とする助成制度や教育プログラムによって、「学校（フォーマル・エデュケーション）」ではできない多様な学習機会を積極的に推進するという機能が強くなっていると言えます。

したがって、ここでも「フォーマルが上位でノンフォーマルはとるに足らないものだ」ということではありません。

**④ 現実の教育活動、「生涯学習社会」は3つの形式のフォーマル、インフォーマル、ノンフォーマルの住み分けと協力で成り立っている**

以上は、「フォーマル・エデュケーション」というものを軸とした考え方ですが、実際には、この3つの教育活動、学習活動が住み分けしながら協力し合っています。

・家族、地域、企業、NPO等々、最も物事の現場に近いところで、自由闊達に行われている教育・学習活動（インフォーマル）にはリアリティーがあり、深い知識・技能や教養を習得できる可能性があります。生涯教育・学習社会の母体です。

しかし、ここでは文字の読み書きや活用、それを使った広い知識・教養を培うことは必ずしも簡単ではありません。

・その反対に、学校（フォーマル）においては、文字の読み書きやそれを使った広い知識・技・教養を培うことができる可能性があります。また、卒業資格を付与することによって、その人がどのような学習活動を積み重ねてきたのかを示すこともできます。

しかし、学校という場は生活や社会活動の現場ではないために、リアリティーという点では弱さが発生します。そこで、「見学」「体験」「実習」などの形で、現場に行き、あるいは現場で体験したこと、見聞きしたことを「宿題」などの形で、文字・文章、絵画・写真・映画、音楽などの方法で表現して、教養の質を高めることが行われています。

つまり、学校（フォーマル）にとっては、現場（インフォーマル）での

「見学」「体験」「実習」等の協力が欠かせないのです。

・そして、インフォーマルをサポートし、かつフォーラムとインフォーマルの仲立ちをするのが、ノンフォーマルです。

フォーマルが現場のリアリティーを学校に導入するためには、住民団体等が集う公民館（市民館）、図書館、博物館・植物園・動物園・水族館、デジタルセンター等の施設の見学・訪問、そこでの資料調べは、アクセスしやすい方法です。

また、学校関係者が市区町村の役所・役場の様々な担当課とコンタクトをとって、学校におけるリアリティーを増す方策について相談に乗ってもらうこともできます。

同時に、インフォーマルの活動をサポートし、ときには主催講座・セミナーを開くことによって、また、インフォーマルの活動の成果の作品化を支援することなどを通じて、生涯学習社会の基盤であるインフォーマルの拡充に貢献することができます。

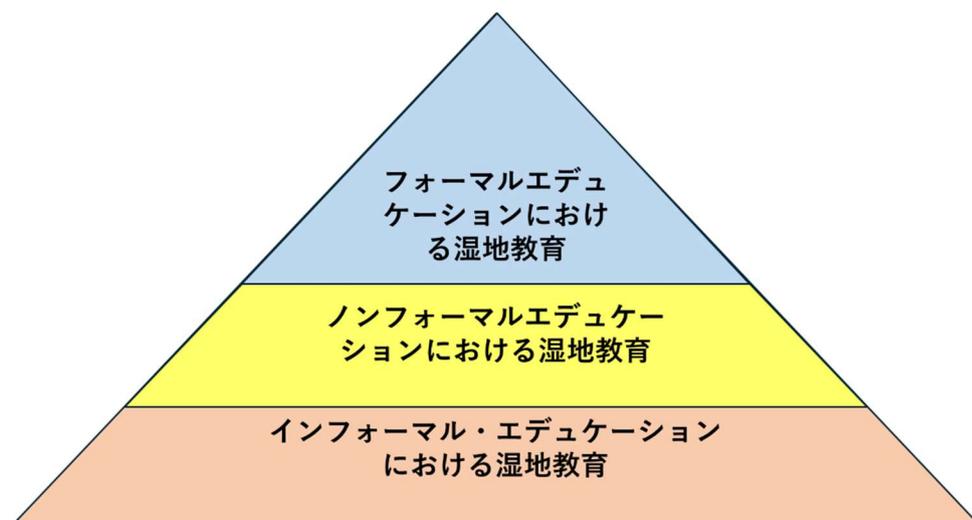
## 2. 「湿地教育」の3つの構成部分～フォーマル、インフォーマル、ノンフォーマル～

では、以上のことを「湿地教育」にそくして言うと、どのようになるでしょうか？

まず押さえておきたいことは、日本は、世界の中でも湿地に関する教育活動としての「湿地教育」wetland education が最も盛んな国の1つであるということです。そして、日本政府だけではなく、都道府県や市区町村の1つ1つが、地域の人々と協力しながら、地域の実情に合わせて、湿地教育を発展させていたということです。

ですから、「湿地教育」を盛んにする、「フォーマル・エデュケーション」における湿地教育を盛んにするということに、日本の場合には、何か新しいことを始めるという必要は必ずしもありません。これまでやってきたことを出し合い、整理して、共有することで、更なる発展のための「次の一手」を見つけ出し、共有することが大事です。自分たちの所の宿題を受け取って、また市町村会議の学習・交流会に持ち寄って共有することが大事であると言えます。

その際に、歴史的な経緯から、またこの市町村会議に集まっている多くの方々の所属が、市区町村の様々な部局の担当者であるということ踏まえたときに、インフォーマル、ノンフォーマル、フォーマルの順番で考えることが、わかりやすいかと思います。



- ① 地域を基盤とする湿地教育（インフォーマル湿地教育）はとても豊かに展開されてきた。

河川、湖沼、水田など、陸上の水のあるところ、また、海浜などを含む多様な自然・人工湿地とそこに生きる植物・動物・人の生活を大切にする伝統が、日本にはとても豊かにあります。また、近代化によって破壊された湿地や湿地で生きるいのちを回復する取り組みも盛んです。そうしたことが、それぞれの市区町村において、人から人へ受け継がれ、NPO、民間企業、様々な団体・個人の間で共有されてきました。これは湿地教育の基盤です。

- ② 市区町村の諸施設や各部局による湿地教育（ノンフォーマル湿地教育）の事例もたくさんある。

湿地教育の取り組みには、環境課、環境生活課、産業建設課、農政課、観光課、地域振興課などの部局や、公民館、図書館、博物館、動物園・水族館、水鳥・湿地センター、ビジターセンター等の施設など、市区町村が関与しているものもたくさんあります。

そこには、直接主催しているプログラムもあり、また、助成金や施設利用機会の提供、講師派遣など、間接的にサポートしているものもあります。

これは、市区町村等の全ての部局が行っている湿地教育の推進事業です。

- ③ 学校における湿地教育（フォーマル湿地教育）も充実している。

こうした基盤の上に、文部科学省・教育委員会が管轄する国公立学校で実施されている湿地教育があります。生活科、理科、社会科、家庭科、国語科、総合的な学習の時間等で、水や湿地・水辺、そこで生きる、人間を含めた多様な生命体や産業などについて、授業が行われています。これは、学習指導要領に定められ、それに基づく教科書や地域副読本での記述にも示されています。

これらの授業は、一方では湿地の具体的現場における体験やイメージと結びついて行われます。同時に、「水の星・地球」「水と私たちの暮らし」「水にかかわる生命と生態系」「水を生かした暮らし・産業や環境保全」など、個別の湿地を超えた「水・湿地に関する教養」を培う役割を果たします。これは、人々が「湿地」に関する総合的なマネジメントをする上での広い視野を提供するものです。

### 3. 地元に沢山あるフォーマルとの協力関係

～グループワーク準備の用紙に記入する際の参考例として～

て～

インフォーマル（FE）、ノンフォーマル（NFE）側からのフォーマル（IFE）への協力の仕方とその事例は全国の市町村の地元に、既にたくさんあります。少なくとも、次の5つのタイプが考えられます。

#### ① 地域副読本作成に対する、地元の人・関係職員等の協力

市町村会議の会員自治体の少くないところで、「地域副読本」と呼ばれる副教材を発行しています。自治体によってそれぞれ固有の名前が付けられています。また、人口の少ない町村では、製本されている冊子体ではなく、プリントや電子媒体の所もあります。

これは、小学校3・4年生の社会科において学ぶ、地元の地域を理解するためのものです。内容は自治体により様々ですが、そこには、湿原・河川・湖沼・海岸などを含む地域の自然湿地や、上下水道や水田・ため池などの人工湿地、農業や水産業、農産物・水産物加工業、温泉（地熱性湿地）や湿地を含む自然景観を生かした観光業などの産業やそれらに携わる人々、そうした地域の歴史などが描かれています。

地域副読本を使った、これらについての教育活動は、「湿地教育」という名称では括られていないことが多いのですが、「湿地教育」としての実質を持っています。

湿地教育の実質を担う地域副読本を作成する際に、地元出身者が多いとは限らない学校教員だけでは、地元情報が十分には集まりません。そこで、それに詳しい地元の人々、市区町村の関係職員が協力することは多くあります。これは、インフォーマル、ノンフォーマルによる、フォーマルへの協力の一形態と言えるでしょう。

#### ② 出前授業

こうした地域副読本を使った授業の際に「出前授業」が行われたりします。

登録湿地である琵琶湖西岸の滋賀県高島市の安曇川漁協の人が、地元の小学校に「琵琶湖の漁業」についての「出張授業」に行っています。漁業については、もちろん、漁業者の方が詳しいわけです。漁具、漁法、獲れる魚の

種類、琵琶湖固有種を使った地元の名産「鮎ずし」の加工方法や食べ方、アユの上賀茂神社への奉納や全国への移出などについて説明します。こうした例は、全国各地にあります。

出前授業もまた、I F EやN F EによるF Eへの協力の一形態です。

### ③ 現場・施設見学、社会科見学

これとは逆に、学校の児童・生徒が湿地の現場・施設に来る例もたくさんあります。学年やクラスで来る場合も多くあります。またクラブ活動の一環で来る場合もあります。

そうした場所は、沖縄石垣市の名蔵アンパルや那覇市・豊見城市の漫湖、出水市のツル公園、豊岡市のコウノトリの郷公園・コウノトリ文化館、習志野市の谷津干潟自然観察センター、鉦路市の細岡展望台など、たくさんあります。

そこでは、施設職員、湿原や湿原の生物に詳しい地元の人が説明し、また、可能な方法で湿地の中に入って、湿地を体感する活動が行われ、またときには隣接する道の駅などで湿地の産物やそれを買求める人々に接したりもします。

そして、これらの体験を、作文や絵、日記などの形態で記すことで意識化し、担任に提出し、場合によってはクラスの班ごとに話し合い、ポスターの制作や発表をすることもあります。

南三陸町・志津川湾や谷津干潟、尾瀬の場合には地元の高校のクラブ活動との連携があり、この場合には年度や学年を越えて、継続的に行われていることも少なくありません。

これも、ノンフォーマル、インフォーマルによるフォーマルへの協力の形です。

### ④ 現場での体験

湿地教育の現場に、児童・生徒たちが単独で行くことも多くあります。例えば、鶴岡市の大山上池・下池の自然学習交流館「ほとりあ」では、「いのち学」など上池・下池や隣接する都沢湿地に生きる、特定外来種のウシガエルやアメリカザリガニを捕獲し解剖して命の価値について学び、同時のその食べ方も学びます。

施設の大きさやプログラム実施の人数の関係で、児童・生徒は学校やクラス単位で来るというよりは、個別にやってくる人が多いようです。しかし、個別にやってきた児童・生徒が夏休みの宿題等で絵日記などを書いて学校に提出することもあるようです。

また、「ほとりあ」で学んだ児童・生徒の中から医学部の学生になった人もいるようで、いのちへの関心が、その学生を育てたといえるかもしれません。

ユネスコの食文化創造都市でもある鶴岡市の「ほとりあ」では、浮草組合

という蓮や菱の収穫権を持つ組合の人々との協力関係、ウシガエルの肉やアメリカザリガニの肉、ザリガニの殻の粉末を使ってもらった地元のフランス料理店、ラーメン店などとの協力関係を創りながらプログラムを組み立ててきました。また、地元にある山形大学農学部との協力関係も持っています。

こうした取り組みも、I F E、N F EとF Eとの協力の一形態です。

#### ⑤ 施設等での実習や大学などとの研究協力関係など

湿地の関係施設では、大学生たちの実習を受け入れているところもあります。

谷津干潟自然観察センターでは、法政大学など複数の大学の学生の実習を受け入れてきました。ここで学んだ学生たちは、それぞれの大学学部のプログラムの単位を取得できる仕組みです。

豊岡市ではコウノトリ文化館に隣接する兵庫県立大学と協力してコウノトリの生態やコウノトリにかかわる地域社会についての研究に関する協力関係を創っています。また、職員が県立大の社会人学生として研究に携わるケースもあります。

このような、大学・大学院レベルでの連携関係としては、先の、ほとりあと山形大学農学部の協力関係、新潟大学と「Wetland City 新潟市」との協力関係、南三陸町と大正大学、共立女子大学との連携もあります。また南三陸町では、町の「ラーニングセンター」を設立し企業研修と共に大学生の研修を受け入れ、ラムサール条約登録湿地である志津川湾とそれを支える森林を含め、東日本大震災の被害とそこからの復興の地域づくりを素材としながら広く日本の大学教育（フォーマル・エデュケーション）への協力を始めています。

このようにラムサール条約登録湿地関係市区町村では、地域の自然・産業・学問・芸術を育てながら、広く日本各地の大学教育づくりにも貢献しています。

#### 4. 地元でのインフォーマル、ノンフォーマル、フォーマルの協力関係が住民の学習、地元の学問・芸術、地元と日本の学校（幼稚園から大学まで）における教育を育てている

ここで挙げたものは、皆さんたちが地元で努力していることのほんの一例です。この他にももっと豊かな実践体験がある事と思います。

日本では、F E、I F E、N F Eの3者の協力関係がたくさん成立していて、それはさらに進化を遂げつつあります。この協力関係の中で、学問、芸術、産業が育ち、人々と地域が育っています。それは、日本全国で共有する価値のあることですが、同時に、東アジアや世界で共有する価値のあることです。

そのことに確信をもって、2023年度の市町村会議の学習・交流会で互いに地元の事例を紹介し合い、共有し合っていきましょう。

### Ⅲ. 資料

ラムサール条約登録湿地関係市町村会議 第14回学習・交流会

#### グループワークのための事例記入用紙における

#### 「インフォーマル・エデュケーション」「ノンフォーマル・エデュケーション」「フォーマル・エデュケーション」についての説明

コーディネーター 笹川孝一

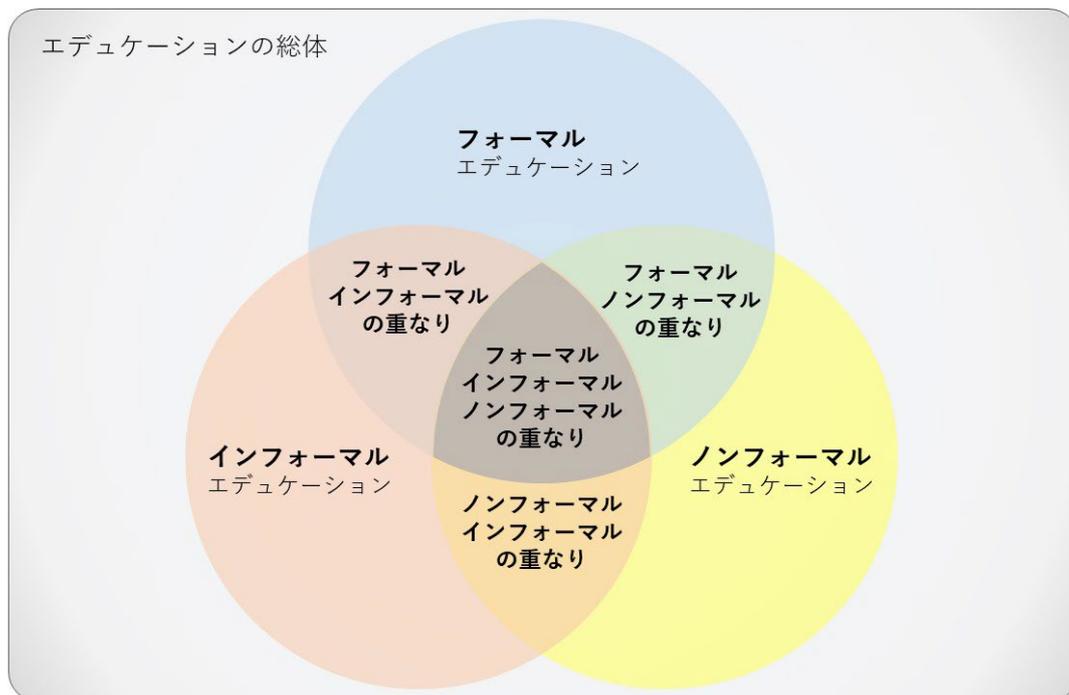
#### 1. 「インフォーマル・エデュケーション」「ノンフォーマル・エデュケーション」「フォーマル・エデュケーション」という考え方と意味

ラムサール条約第14回締約国会議（COP14）における湿地教育に関する決議では、「フォーマル・エデュケーション（Formal Education）」というコトバが使われています。

この言葉は、日本ではあまりなじみがない言葉ですが、決議で使われている言葉なので、関連の「ノンフォーマル・エデュケーション」「フォーマル・エデュケーション」と併せて、以下、説明します。

結論を言えば、次の4点が大切です。

- ・「フォーマル・エデュケーション」は、近代学校における教育活動やシステムを指す言葉。公権力が関与する「公教育（public education）」の根幹をなすものですが、公教育とイコールではありません。
- ・「インフォーマル・エデュケーション」は、広く国民・住民の間で行われている様々な教育プログラムで、近代社会以前から営々と続いてきた、教育活動の基盤を成すものです。
- ・「ノンフォーマル・エデュケーション」は、地域の教育活動をサポートする役割を果たす、地方自治体などの公権力が関与する教育プログラムですが、卒業資格、学位を付与するものではない点に、「フォーマル・エデュケーション」との違いがあります。そして、「フォーマル・エデュケーション」と一体になって、公教育を形成しています。
- ・社会全体での現実の教育活動、「生涯学習」あるいは「生涯学習体系」は、以上述べた、3つの形式の教育活動、すなわち、フォーマル、インフォーマル、ノンフォーマルの住み分けと協力で成り立っています。



詳しい説明は、少し込み入っていますが参考にして下さい。

《参考》

① 「フォーマル・エデュケーション」は近代学校における教育を指す言葉

この言葉は革命後のフランスで、フランス国民を作るために国家が関与する「公教育制度を作る」ことを意図して、公教育学校を法制度化したことを基盤としています。

それは、読み書き能力や広い視野と教養をもったフランス国民を育てるために、カリキュラム整備、継続的な授業、単位認定と卒業資格（学位）付与などを条件とするものです。

日本では、明治5（1872）年に始まり、いくつかの変革を経ながら今日まで続く学校制度です。

② 「インフォーマル・エデュケーション」は広く国民、住民の間で行われている様々な教育プログラム

近代学校制度が整う前から、人間の生活のある場所では様々な教育活動が行われてきました。家庭や地域社会、企業やNPO、財団、多様な任意団体などが行っている教育活動です。

この教育活動は、多様であり、その中から「市民の科学」「市民の芸術」などが展開し、学校（フォーマル・エデュケーション）に影響を与えてきています。ですから、教育活動という点でいえば、こちらの方が歴史も古いもので、セミナー修了書などを独自に出すところもあり、教育活動の母体ともいえるものです。

ただ、小学校卒業、中学校卒業、高校卒業…大学卒業、大学院修了などの卒業認定資格（学位など）を付与する仕組みにはなっていません。だからと言って、「フォーマルが上位でインフォーマルはとるに足らないものだ」と

いうことではありません。

**③ 「ノンフォーマル・エデュケーション」は、地域の教育活動を促進する役割を果たす**

ノンフォーマル・エデュケーションという考え方は、フォーマルとインフォーマルの中間に位置するもので、歴史的には、とくにフォーマルを補完するものという側面を強く持ってきました。

しかし、現代の日本のように学校制度が整備され、教育基本法で「生涯学習」を上位概念に据えてその下に「学校教育」や「社会教育」などを位置付けている環境においては、意味合いが変わってきました。

成熟社会という現在の「先進国」においては、法的な裏付けのある公民館（市民館）、図書館、博物館（植物園・動物園・水族館をふくむ）公共的な教育施設や、各省庁がもっている多様な教育施設、あるいは都道府県や市区町村がかかわる住民を対象とする助成制度や教育プログラムによって、「学校（フォーマル・エデュケーション）」ではできない多様な学習機会を積極的に推進するという機能が強くなっていると言えます。

したがって、ここでも「フォーマルが上位でノンフォーマルはとるに足らないものだ」ということではありません。

**④ 現実の教育活動、「生涯学習社会」は3つの形式のフォーマル、インフォーマル、ノンフォーマルの住み分けと協力で成り立っている**

以上は、「フォーマル・エデュケーション」というものを軸とした考え方ですが、実際には、この3つの教育活動、学習活動が住み分けしながら協力し合っています。

・家族、地域、企業、NPO等々、最も物事の現場に近いところで、自由闊達に行われている教育・学習活動（インフォーマル）にはリアリティーがあり、深い知識・技能や教養を習得できる可能性があります。生涯教育・学習社会の母体です。

しかし、ここでは文字の読み書きや活用、それを使った広い知識・教養を培うことは必ずしも簡単ではありません。

・その反対に、学校（フォーマル）においては、文字の読み書きやそれを使った広い知識・技・教養を培うことができる可能性があります。また、卒業資格を付与することによって、その人がどのような学習活動を積み重ねてきたのかを示すこともできます。

しかし、学校という場は生活や社会活動の現場ではないために、リアリティーという点では弱さが発生します。そこで、「見学」「体験」「実習」などの形で、現場に行き、あるいは現場で体験したこと、見聞きしたことを「宿題」などの形で、文字・文章、絵画・写真・映画、音楽などの方法で表現して、教養の質を高めることが行われています。

つまり、学校（フォーマル）にとっては、現場（インフォーマル）での

「見学」「体験」「実習」等の協力が欠かせないのです。

・そして、インフォーマルをサポートし、かつフォーラムとインフォーマルの仲立ちをするのが、ノンフォーマルです。

フォーマルが現場のリアリティーを学校に導入するためには、住民団体等が集う公民館（市民館）、図書館、博物館・植物園・動物園・水族館、デジタルセンター等の施設の見学・訪問、そこでの資料調べは、アクセスしやすい方法です。

また、学校関係者が市区町村の役所・役場の様々な担当課とコンタクトをとって、学校におけるリアリティーを増す方策について相談に乗ってもらうこともできます。

同時に、インフォーマルの活動をサポートし、ときには主催講座・セミナーを開くことによって、また、インフォーマルの活動の成果の作品化を支援することなどを通じて、生涯学習社会の基盤であるインフォーマルの拡充に貢献することができます。

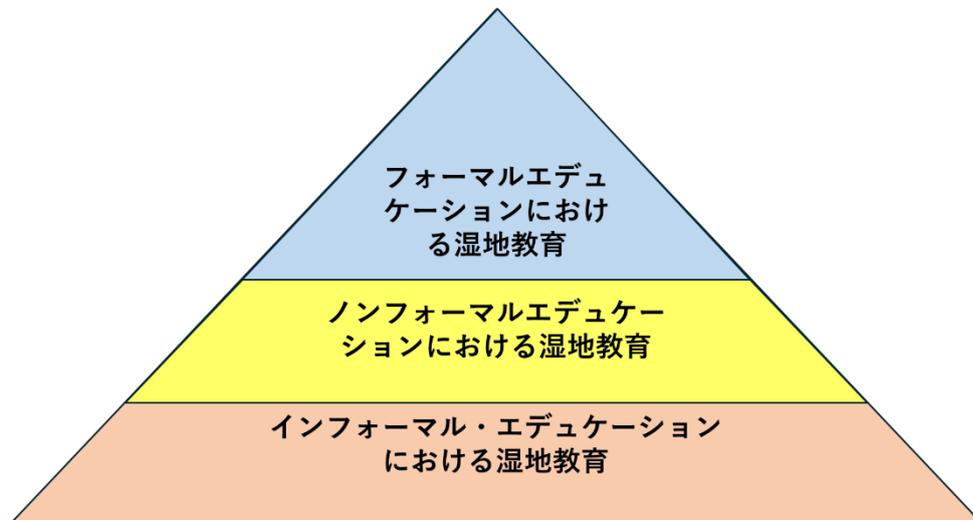
## 2. 「湿地教育」の3つの構成部分～フォーマル、インフォーマル、ノンフォーマル～

では、以上のことを「湿地教育」にそくして言うと、どのようになるでしょうか？

まず押さえておきたいことは、日本は、世界の中でも湿地に関する教育活動としての「湿地教育」wetland education が最も盛んな国の1つであるということです。そして、日本政府だけではなく、都道府県や市区町村の1つ1つが、地域の人々と協力しながら、地域の実情に合わせて、湿地教育を発展させていたということです。

ですから、「湿地教育」を盛んにする、「フォーマル・エデュケーション」における湿地教育を盛んにするというときに、日本の場合には、何か新しいことを始めるという必要は必ずしもありません。これまでやってきたことを出し合い、整理して、共有することで、更なる発展のための「次の一手」を見つけ出し、共有することが大事です。自分たちの所の宿題を受け取って、また市町村会議の学習・交流会に持ち寄って共有することが大事であると言えます。

その際に、歴史的な経緯から、またこの市町村会議に集まっている多くの方々の所属が、市区町村の様々な部局の担当者であるということを踏まえたときに、インフォーマル、ノンフォーマル、フォーマルの順番で考えることが、わかりやすいかと思います。



- ① 地域を基盤とする湿地教育（インフォーマル湿地教育）はとても豊かに展開されてきた。

河川、湖沼、水田など、陸上の水のあるところ、また、海浜などを含む多様な自然・人工湿地とそこに生きる植物・動物・人の生活を大切にする伝統が、日本にはとても豊かにあります。また、近代化によって破壊された湿地や湿地で生きるいのちを回復する取り組みも盛んです。そうしたことが、それぞれの市区町村において、人から人へ受け継がれ、NPO、民間企業、様々な団体・個人の間で共有されてきました。これは湿地教育の基盤です。

- ② 市区町村の諸施設や各部局による湿地教育（ノンフォーマル湿地教育）の事例もたくさんある。

湿地教育の取り組みには、環境課、環境生活課、産業建設課、農政課、観光課、地域振興課などの部局や、公民館、図書館、博物館、動物園・水族館、水鳥・湿地センター、ビジターセンター等の施設など、市区町村が関与しているものもたくさんあります。

そこには、直接主催しているプログラムもあり、また、助成金や施設利用機会の提供、講師派遣など、間接的にサポートしているものもあります。

これは、市区町村等の全ての部局が行っている湿地教育の推進事業です。

- ③ 学校における湿地教育（フォーマル湿地教育）も充実している。

こうした基盤の上に、文部科学省・教育委員会が管轄する国公立学校で実施されている湿地教育があります。生活科、理科、社会科、家庭科、国語科、総合的な学習の時間等で、水や湿地・水辺、そこで生きる、人間を含めた多様な生命体や産業などについて、授業が行われています。これは、学習指導要領に定められ、それに基づく教科書や地域副読本での記述にも示されています。

これらの授業は、一方では湿地の具体的現場における体験やイメージと結びついて行われます。同時に、「水の星・地球」「水と私たちの暮らし」「水にかかわる生命と生態系」「水を生かした暮らし・産業や環境保全」など、個別の湿地を超えた「水・湿地に関する教養」を培う役割を果たします。これは、人々が「湿地」に関する総合的なマネジメントをする上での広い視野を提供するものです。

### 3. 地元に沢山あるフォーマルとの協力関係

～グループワーク準備の用紙に記入する際の参考例として～

て～

インフォーマル（FE）、ノンフォーマル（NFE）側からのフォーマル（IFE）への協力の仕方とその事例は全国の市町村の地元に、既にたくさんあります。少なくとも、次の5つのタイプが考えられます。

#### ① 地域副読本作成に対する、地元の人・関係職員等の協力

市町村会議の会員自治体の少くないところで、「地域副読本」と呼ばれる副教材を発行しています。自治体によってそれぞれ固有の名前が付けられています。また、人口の少ない町村では、製本されている冊子体ではなく、プリントや電子媒体の所もあります。

これは、小学校3・4年生の社会科において学ぶ、地域の地域を理解するためのものです。内容は自治体により様々ですが、そこには、湿原・河川・湖沼・海岸などを含む地域の自然湿地や、上下水道や水田・ため池などの人工湿地、農業や水産業、農産物・水産物加工業、温泉（地熱性湿地）や湿地を含む自然景観を生かした観光業などの産業やそれらに携わる人々、そうした地域の歴史などが描かれています。

地域副読本を使った、これらについての教育活動は、「湿地教育」という名称では括られていないことが多いのですが、「湿地教育」としての実質を持っています。

湿地教育の実質を担う地域副読本を作成する際に、地元出身者が多いとは限らない学校教員だけでは、地元情報が十分には集まりません。そこで、それに詳しい地元の人々、市区町村の関係職員が協力することは多くあります。これは、インフォーマル、ノンフォーマルによる、フォーマルへの協力の一形態と言えるでしょう。

#### ② 出前授業

こうした地域副読本を使った授業の際に「出前授業」が行われたりします。

登録湿地である琵琶湖西岸の滋賀県高島市の安曇川漁協の人が、地元の小学校に「琵琶湖の漁業」についての「出張授業」に行っています。漁業については、もちろん、漁業者の方が詳しいわけです。漁具、漁法、獲れる魚の

種類、琵琶湖固有種を使った地元の名産「鮎ずし」の加工方法や食べ方、アユの上賀茂神社への奉納や全国への移出などについて説明します。こうした例は、全国各地にあります。

出前授業もまた、I F EやN F EによるF Eへの協力の一形態です。

### ③ 現場・施設見学、社会科見学

これとは逆に、学校の児童・生徒が湿地の現場・施設に来る例もたくさんあります。学年やクラスで来る場合も多くあります。またクラブ活動の一環で来る場合もあります。

そうした場所は、沖縄石垣市の名蔵アンパルや那覇市・豊見城市の漫湖、出水市のツル公園、豊岡市のコウノトリの郷公園・コウノトリ文化館、習志野市の谷津干潟自然観察センター、鉏路市の細岡展望台など、たくさんあります。

そこでは、施設職員、湿原や湿原の生物に詳しい地元の人が説明し、また、可能な方法で湿地の中に入って、湿地を体感する活動が行われ、またときには隣接する道の駅などで湿地の産物やそれを買求める人々に接したりもします。

そして、これらの体験を、作文や絵、日記などの形態で記すことで意識化し、担任に提出し、場合によってはクラスの班ごとに話し合い、ポスターの制作や発表をすることもあります。

南三陸町・志津川湾や谷津干潟、尾瀬の場合には地元の高校のクラブ活動との連携があり、この場合には年度や学年を越えて、継続的に行われていることも少なくありません。

これも、ノンフォーマル、インフォーマルによるフォーマルへの協力の形です。

### ④ 現場での体験

湿地教育の現場に、児童・生徒たちが単独で行くことも多くあります。例えば、鶴岡市の大山上池・下池の自然学習交流館「ほとりあ」では、「いのち学」など上池・下池や隣接する都沢湿地に生きる、特定外来種のウシガエルやアメリカザリガニを捕獲し解剖して命の価値について学び、同時のその食べ方も学びます。

施設の大きさやプログラム実施の人数の関係で、児童・生徒は学校やクラス単位で来るというよりは、個別にやってくる人が多いようです。しかし、個別にやってきた児童・生徒が夏休みの宿題等で絵日記などを書いて学校に提出することもあるようです。

また、「ほとりあ」で学んだ児童・生徒の中から医学部の学生になった人もいるようで、いのちへの関心が、その学生を育てたといえるかもしれません。

ユネスコの食文化創造都市でもある鶴岡市の「ほとりあ」では、浮草組合

という蓮や菱の収穫権を持つ組合の人々との協力関係、ウシガエルの肉やアメリカザリガニの肉、ザリガニの殻の粉末を使ってもらった地元のフランス料理店、ラーメン店などとの協力関係を創りながらプログラムを組み立ててきました。また、地元にある山形大学農学部との協力関係も持っています。

こうした取り組みも、I F E、N F EとF Eとの協力の一形態です。

#### ⑤ 施設等での実習や大学などとの研究協力関係など

湿地の関係施設では、大学生たちの実習を受け入れているところもあります。

谷津干潟自然観察センターでは、法政大学など複数の大学の学生の実習を受け入れてきました。ここで学んだ学生たちは、それぞれの大学学部のプログラムの単位を取得できる仕組みです。

豊岡市ではコウノトリ文化館に隣接する兵庫県立大学と協力してコウノトリの生態やコウノトリにかかわる地域社会についての研究に関する協力関係を創っています。また、職員が県立大の社会人学生として研究に携わるケースもあります。

このような、大学・大学院レベルでの連携関係としては、先の、ほとりあと山形大学農学部の協力関係、新潟大学と「Wetland City 新潟市」との協力関係、南三陸町と大正大学、共立女子大学との連携もあります。また南三陸町では、町の「ラーニングセンター」を設立し企業研修と共に大学生の研修を受け入れ、ラムサール条約登録湿地である志津川湾とそれを支える森林を含め、東日本大震災の被害とそこからの復興の地域づくりを素材としながら広く日本の大学教育（フォーマル・エデュケーション）への協力を始めています。

このようにラムサール条約登録湿地関係市区町村では、地域の自然・産業・学問・芸術を育てながら、広く日本各地の大学教育づくりにも貢献しています。

#### 4. 地元でのインフォーマル、ノンフォーマル、フォーマルの協力関係が住民の学習、地元の学問・芸術、地元と日本の学校（幼稚園から大学まで）における教育を育てている

ここで挙げたものは、皆さんたちが地元で努力していることのほんの一例です。この他にももっと豊かな実践体験がある事と思います。

日本では、F E、I F E、N F Eの3者の協力関係がたくさん成立していて、それはさらに進化を遂げつつあります。この協力関係の中で、学問、芸術、産業が育ち、人々と地域が育っています。それは、日本全国で共有する価値のあることですが、同時に、東アジアや世界で共有する価値のあることです。

そのことに確信をもって、2023年度の市町村会議の学習・交流会で互いに地元の事例を紹介し合い、共有し合っていきましょう。

## 地域を支える湿地教育

ラムサール条約登録湿地関係市町村会議  
第14回学習・交流事業の記録

2024年3月

発行：ラムサール条約登録湿地関係市町村会議  
会長市：北海道釧路市

〒085-8505 北海道釧路市黒金町7丁目5番地  
釧路市市民環境部環境保全課自然保護担当  
TEL：0154-31-45940 FAX：0154-23-4651

編集：特定非営利活動法人日本国際湿地保全連合  
〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町17-1 城野ビルⅡ 2階  
TEL：03-5614-2150 FAX：03-6806-4187